

宮城県社会福祉協議会

第三期地域福祉推進計画

(計画期間 令和5年度～令和8年度)

誰もが身近な地域で安心して

いきいきと暮らせる地域づくり



令和5年3月

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

宮城県社会福祉協議会 第三期地域福祉推進計画策定に当たって



近年、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、地域社会を取り巻く環境も変化する中で、新たに8050問題やダブルケア、貧困世帯の増加など、地域が抱える福祉課題や住民の生活・福祉ニーズは多様化・複雑化しており、既存の制度では対応が難しい状況にあります。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）において、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を提唱しました。

さらに、平成30年4月の社会福祉法の改正で、地域福祉推進の理念やこの地域共生社会の実現に向けた取組の方向性が示されるとともに、令和3年4月には、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

宮城県社会福祉協議会では、地域福祉活動の向上のため、福祉に携わる人材の育成や市町村社協との連携強化などに取り組むとともに、令和4年2月、地域共生社会の実現に向けた機運を醸成し、市町村、市町村社会福祉協議会や福祉関係諸団体等の関係者、そして地域住民の理解とつながりを深めるプラットフォームの役割を担う「宮城県地域共生社会推進会議」を、宮城県と共同して設置しました。

また、こうしたことを背景に、宮城県社会福祉協議会として、各種取組を関係機関の皆様と連携し、計画的・総合的に進めるため、その方向性などを示した令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする第三期地域福祉推進計画を策定し、地域共生社会の実現のための地域づくりや福祉サービスの担い手育成などをより強化していくことといたしました。

本会の理念である「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」の実現に向け、県民の皆様、市町村社会福祉協議会をはじめとした関係機関と一体となって取り組んでまいりますので、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会長 加藤 睦 男

宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画

<目 次>

第三期地域福祉推進計画

I	計画策定について	1
II	地域福祉を取り巻く現状と課題及び社会情勢・施策動向	4
III	計画の理念・基本方針と推進方法	9
IV	事業・取組の方向性	13
	基本方針 1 地域共生社会実現のための地域づくり	
	(1) 地域福祉活動の推進	13
	(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実	17
	(3) 東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及	18
	(4) ボランティアの育成と福祉教育の推進	20
	(5) 元気高齢者の社会参加促進	24
	(6) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備	26
	(7) 各種団体との連携と取組に対する支援	29
	基本方針 2 地域における福祉サービスの担い手育成に対する支援	
	(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施	32
	(2) 多様な人材確保の取組の推進	34
	基本方針 3 安心して暮らせる地域づくりの推進	
	(1) 権利擁護の推進	38
	(2) セーフティネット機能の充実と強化	42
	基本方針 4 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化	
	(1) 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保	45
	(2) 地域福祉の推進のための情報発信	48
	(3) 社会福祉施設などの適正な運営	50
V	第三期地域福祉推進計画の評価と広報	53

資料編

1	宮城県地域共生社会推進会議趣旨説明	54
2	宮城県地域共生社会推進会議運営方針	58
3	宮城県地域共生社会推進会議設置要綱	62
4	SDGsと地域福祉	64
5-1	宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画策定アドバイザー等設置要綱	65
5-2	宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画策定アドバイザー	67
5-3	宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画策定ワーキンググループメンバー	68
6	宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画 計画策定スケジュール、内容	69

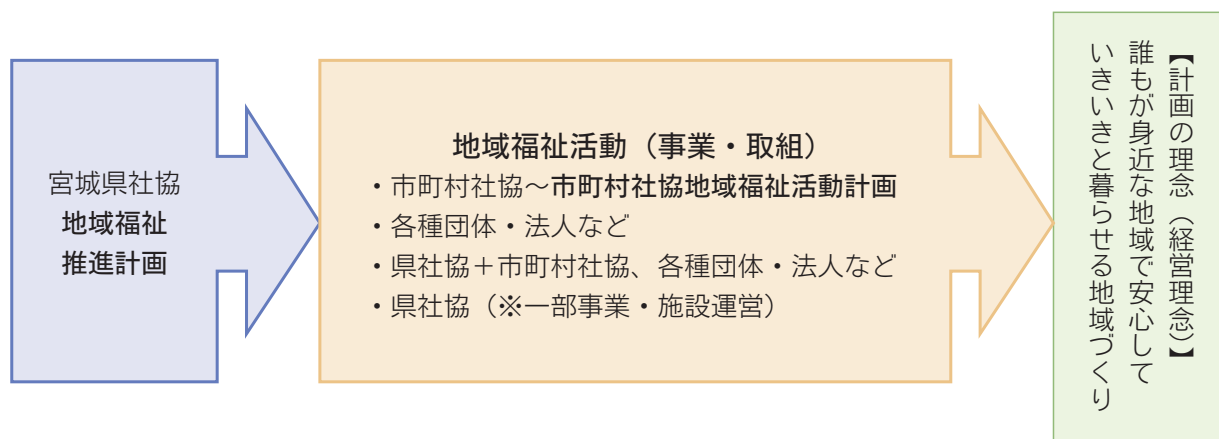
第三期地域福祉推進計画

I 計画策定について

1 計画の性格・位置付け

地域福祉推進計画は、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）や各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域のかつ公益的な観点で事業に取り組むための計画です。

県社協は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、市町村社協や各種団体などとの連絡調整、支援及び組織強化のほか、提言、調査、社会福祉の人材の養成・研修などの事業を実施しており、これらの事業を総合的・効果的に行うため、地域福祉推進計画を策定しています。



2 計画策定の理由

県社協では、社会情勢の変化に即した施策の推進が求められていることから、平成25年5月に「地域福祉推進計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、平成30年3月には、情勢の変化や制度改革など新たな課題に対応するための見直しを行い、「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画（以下「第二期地域福祉推進計画」という。）」（平成30年度～令和4年度）を策定してきました。

近年の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少が著しく少子高齢化に拍車がかかり、地方の過疎化や世帯規模縮小の加速化、人と人とのつながりの希薄化や地域福祉活動における担い手不足など、地域における支え合い機能の低下も憂慮され、ダブルケアや8050問題、貧困世帯の増加など、地域生活課題が多様化、複雑化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請や飲食店などに対する休業要請で人と人との接触を極力減らす対策がとられた結果、社会全般に活動停滞が起こり、生活不安増大の一因となり、長引くコロナ禍の影響から孤独・孤立の問題も一層深刻化・顕在化しています。また、近年頻発・激甚化する自然災害では、様々な福祉的課題を抱えざるを得なかった被災者に対し、福祉サービスの提供や日常生活支援、生活再建への寄り添い型の相談支援、災害ボランティア活動などの「災害時福祉支援活動」が求められています。

これらの環境変化やそれに伴う地域課題の解決に取り組むためには、福祉分野のみならず他分野との協働、多様な主体による支援と参画が必要です。

このような状況の中、国では社会福祉法の改正により地域福祉を推進する主体は地域住民であるという理念を明確化し、高齢者や障害者、子どもなど地域の全ての人々が生きがいを持ち、高め合い、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域におけるNPO、企業などの民間主体が「我が事」として参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

県社協としても計画的、総合的に地域福祉の推進を図るため、これからの地域福祉活動の基本となる「宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

3 前回計画の評価

第二期地域福祉推進計画では「推進事業」ごとに、毎年4月及び9月の2回自己評価を行い、進行管理を行いました。また、令和2年に市町村社協と一部の福祉関係団体へアンケート調査を行い、この間の計画に対する県社協の取組内容について意見集約を行うとともに、進行状況を多角的に評価する外部評価委員会を設置し、外部評価を実施しました。さらに、令和3年3月までの進捗状況について、「施策の方向性」ごとに成果や課題をまとめた中間まとめを令和4年1月に行い、外部評価による意見を第三期地域福祉推進計画の「事業・取組の方向性」につなげています。

<令和4年1月 外部評価委員からの主な評価>

- 2020年1月以降に発生した新型コロナウイルス感染症により、後半は計画の中止や修正を余儀なくされた期間であったと考える。しかしオンライン形式による各種研修の実施などに取り組み、今後の研修の在り方について新たな方向性を導き出すことにつながったと感じている。
- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的役割を担っていますが、福祉ニーズや福祉課題が複雑化・複合化しているところであり、今後とも人材育成や専門的な指導・助言に取り組んでいただきたい。
- 災害公営住宅では、高齢化率や独居率が高く、引き続き、生活面・健康面の課題解決や孤立の防止に向けた取組の継続が求められており、これまでのノウハウを最大限生かして、被災地へのサポートを行っていただきたい。
- 専門性の高い人材育成を目標とした各種研修についても継続的に取り組んでいる。今後は研修の内容や受講後の成果などを検証し、より一層充実した研修の内容や在り方を検討する必要があると考える。
- 福祉人材センターは地道に成果を出しつつあり、今後は更に認知度の上昇に向けた取組が必要であると考える。
- 基本目標に掲げた「県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。」では、災害時の職員派遣や地域における公益な取組の推進などの活動は、今後更にニーズが高まることが想定されるため、より一層充実した取組を期待したい。
- 「宮城県経営協事務局」や「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局」としての取組は極めて貴重な役割を担っている。基本目標の更なる遂行のために、今後とも継続的な取組に努めてほしい。
- 地域における支え合いをより一層促進していくため、特にホームページやSNSによる情報発信に努めていただきたい。

4 計画期間と進行管理

本計画の期間は、宮城県が作成する「宮城県地域福祉支援計画」と一体的な推進を図るため、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

本計画を踏まえて毎年度事業を計画し、年度末の事業報告で進捗状況を確認して行きます。また、計画期間中における社会情勢の変化や福祉制度の改正などにより変更の必要が生じた場合は、本計画を見直します。

5 計画策定の体制

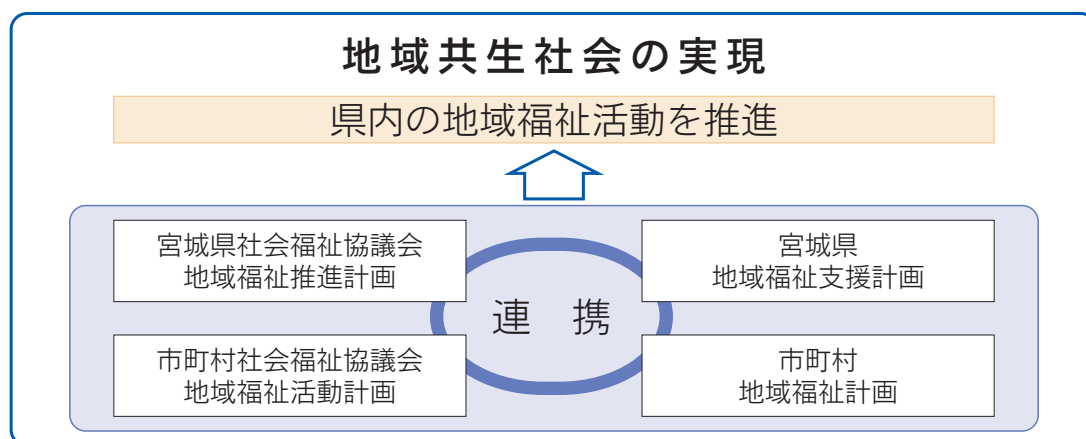
本計画を策定するため、令和4年5月に策定ワーキンググループを設置し、県社協職員による検討を行い、本計画の骨子を作成し、これに対し外部のアドバイザーより助言をいただくことで、本計画を策定する体制としました。

6 宮城県地域福祉支援計画などとの関係性

宮城県では、令和3年3月に第4期となる「宮城県地域福祉支援計画」を策定しています。

宮城県地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条第1項の規定に基づき、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援することを目的に策定され「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を基本理念として掲げ「地域住民が共に支え合う地域づくりの推進」、「ネットワークによる活動の促進」、「東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生と形成」を基本的な視点としています。

地域福祉推進計画は、市町村社協の地域福祉活動計画と同様に、行政の地域福祉（支援）計画と連携し取り組むとともに、総合的・効果的に地域福祉活動を推進する計画です。



7 SDGsとの関係性

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は平成27年（2015年）に国連で採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、我が国でも官民共に取り組んでいます。このSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、これまで進めてきた地域福祉の推進や「地域共生社会の実現」につながるものです。

II 地域福祉を取り巻く現状と課題及び社会情勢・施策動向

1 現状と課題

- 我が国は、少子高齢化と人口減少が進んでおり、令和4年（2022年）から23年後となる令和27年（2045年）の日本の人口は、およそ1億642万人まで減少し、高齢化率が36.8%となる将来推計が発表されています。

<日本の将来人口推計>

	2022年	2035年	2045年
総人口	1億2,322万人	1億1,521万人	1億 642万人
高齢者（割合）	3,573万人（29.0%）	3,781万人（32.8%）	3,919万人（36.8%）
生産年齢15～64歳（割合）	7,269万人（59.0%）	6,494万人（56.4%）	5,584万人（52.5%）
年少（割合）	1,479万人（12.0%）	1,245万人（10.8%）	1,138万人（10.7%）

出典：2022年数値 総務省自治行政局住民制度課 令和4年1月1日住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント

出典：2035・2045年数値 国立社会保障・人口問題研究所「年齢3区分別総人口（平成30年推計）」

- 国の推計による宮城県の将来人口については、令和4年（2022年）から23年後となる令和27年（2045年）の県の人口は、約180万9千人まで減少し、高齢化率が40.3%となる将来推計が発表されています。

<宮城県の将来人口推計>

	2022年	2035年	2045年
県民総人口	2,247,609人	2,046,219人	1,809,021人
高齢者（割合）	649,636人（28.9%）	716,368人（35.0%）	729,395人（40.3%）
生産年齢15～64歳（割合）	1,332,725人（59.3%）	1,121,287人（54.8%）	905,996人（50.1%）
年少（割合）	265,248人（11.8%）	208,564人（10.2%）	173,630人（9.6%）

出典：2022年数値 総務省自治行政局住民制度課 令和4年1月1日住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（都道府県別）

出典：2035・2045年数値 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

- 宮城県が2020年12月に策定した「新・宮城の将来ビジョン」では、2060年の人口見通し（宮城県における将来人口のケーススタディ）を示しています。ここでは4つのケースで推計値が示されていますが、最も人口減少が進む推計では143.5万人（2015年比の61%）に減少するとなっています。また、この場合、未来を見通すことは難しい側面があるとしつつも、人口減少がもたらす影響として「地域の交通や安全・安心の担い手も減少することで、住みやすさの低下、地域の衰退が進むことも考えられます。」と結んでいます。

<2060年における宮城県の推計人口>

2015年 (平成27年)	2060年 (令和42年)	推計条件	
		推計人口	推計条件
233.4 万人	ケース 1	143.5万人	国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合（合計特殊出生率が1.4前後で推移）
	ケース 2	158.4万人	合計特殊出生率が2030年に1.6、2035年に1.8（希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に到達する場合
	ケース 3	160.3万人	合計特殊出生率が2030年に1.8（希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に到達する場合（国の人口ビジョンと同じ推計条件）
	ケース 4	172.1万人	合計特殊出生率が2030年に1.6、2035年に1.8（希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に到達し、社会減が解消される場合

出典：宮城県震災復興・企画部震災復興政策課 「新・宮城の将来ビジョン」（2020年12月策定）

- 前述の「新・宮城の将来ビジョン」の策定に当たり宮城県が実施した「若者WEBアンケート結果」によれば「10年後も宮城県で暮らし続けたい（戻って暮らしたい）」と思いますか。」という問いに対し、本県在住又は出身の15～30歳程度の方の48.1%が「住み続けたい」と回答しており、「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域」を維持しつづけるためには、今からできることは何かを考え、将来を見越した何らかの手当を講じる必要があります。
- 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの福祉サービスは、分野ごとのニーズに合わせた法制度の改定などが進められ内容が充実してきましたが、住民同士の連帯感の低下や家族間のつながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化などに伴い、介護、育児、DVを含む虐待やネグレクトのほか、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなどの問題が増加するとともに、これらの問題を複合的に抱える人々も増加しています。
- 一方、これらの問題を抱える方々を支える福祉・介護サービス分野の人材は、人手不足や需給ギャップの課題を抱えている状況にあります。また、人口減少や少子高齢化という観点からは、税収などの減少や社会保障関係経費の増加などにより、公的な福祉サービスの提供体制そのものの維持が危惧されています。
- 身近な地域での見守りや支え合いの地域づくりが重要となりますが、新型コロナウイルス感染症によって地域のつながりは、より一層希薄化してしまう恐れもあります。
- 急速な高齢化という観点では、高齢化率の上昇により、要介護・要支援認定者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれ、特殊詐欺被害や買物難民、介護者による虐待などの増大も懸念されます。また、その先には、過疎化や消滅可能性都市などの課題が懸念されます。

特に過疎化により、病院や診療所が減り、医療サービスを満足に受けられないことや、公共交通の利便性の低下、生活に必要なインフラ整備や地域コミュニティの低下など、地域住民の生活水準が維持できなくなることが予想されています。

- 差別や排除の対象とされやすい方への配慮という観点では、「多様性と調和」を基本コンセプトに開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機に行われた調査の結果、特に20代の若者で「社会的マイノリティへの偏見や差別がある」と回答した割合が減少しましたが、今後も、社会的マイノリティとされるLGBT、外国籍者、障害者、高齢者などに対する差別や偏見を減らしつつ、多様性を認め合える誰もが活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。
- 育児という観点では、子育て家庭で孤立感や負担感を抱く親が増えているほか、ひとり親家庭、特に母子家庭については、大人が二人以上いる世帯と比較すると貧困率が高く、子育てと仕事の両立を図りながら自立生活を送ることは大変厳しい状況があります。
- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い方々に対し伴走型の支援が続けられていますが、コロナ禍による経済活動の停滞が長期化したことにより、生活困窮者の増加や複雑、複合化した課題に対応するため、さらなる包括的な支援体制の強化が求められています。
- 令和2年に国が行った調査では、「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされるヤングケアラーが、調査に参加した中学校の46.6%、全日制高校の49.8%に「いる」という結果がでています。また、別の調査でも回答した公立中学2年生の5.7%（約17人に1人）に家族の世話をしている可能性がある子どもがいるという結果もあります。ヤングケアラーには、年齢や成長に見合わない重い責任・負担を背負わされることで、自身の成長や学業・就職に良くない影響が及んでしまうことが懸念されています。
- 子どもの貧困という問題では、国において子どもの貧困の解消と次世代への貧困の連鎖を防止することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定め、宮城県でも「子どもの貧困対策計画」に取り組むことで、子どもが夢と希望をもって健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指しています。
- 地域において、生活課題を抱える個人や世帯への支援を行うとともに、その個別課題を地域に共通する課題と捉えて、住民とともに課題解決する仕組みをつくるなど、地域の福祉力向上につなげるため、人材の育成が必要です。

2 地域共生社会の実現に向けた取組

- 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、公的福祉サービスのみでは限界があり、住民主体の地域における支え合い、助け合いの取組が必要とされています。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目標に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まいや生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が全国で進められています。さらには、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据えた検討が進められており、介護・福祉分野における就業者の不足への対応が必要です。
- 平成27年（2015年）から生活支援体制整備事業が創設され、市町村に生活支援コーディネーターの配置と協議体が設置されたことで、地域の実情に応じた支え合い、助け合いの地域づくりに向けた取組が行われています。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」において、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の理念が示されました。
- 地域共生社会の実現が提唱されて以降、社会福祉法が改正され地域福祉推進の理念や取組の方向性が示されたほか、市町村が策定する地域福祉計画や都道府県が策定する地域福祉支援計画において、福祉の各分野における共通事項を定めることとされ、福祉分野における上位計画として位置づけられています。
- 社会福祉法においては、社会福祉法人は地域共生社会の実現に向けて「地域における公益的な取組」が責務として規定されており、社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを生かしながら「地域における公益的な取組」を実践し、積極的に地域に貢献していくことが期待されています。
- 令和3年度から、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。
- 地域共生社会の概念は、社会福祉協議会が本来実践してきた地域における支え合い活動などを後押しするものであり、改めて社会福祉協議会の使命や存在意義というものを確認し、より強く推し進める機会となっています。
- 全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）の『福祉ビジョン2020～ともに生きる豊か

な地域社会の実現をめざして～』では、「重層的に連携、協働を深めること」「多様な実践を増進すること」「福祉を支える人材の確保、育成や定着を図ること」「福祉組織の基盤を強化すること」「地域共生社会への理解を広げ参加を促進すること」を推奨しています。

- 住民の地域生活課題を解決するためには、住民主体による地域福祉活動と、制度の縦割りを越えてニーズを包括的に受け止め支援する体制づくりが必要となります。相談支援の包括化など、市町村の体制づくりが重要であり、市町村社協においてもこれまで以上に行政とのパートナーシップを図りながら体制づくりを進めていくことが求められます。
- 地域における支え合い活動は、地域住民、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、民生委員・児童委員など、関係者、関係機関との連携、協働によるネットワークを構築し、地域福祉活動の推進に取り組む必要があります。
- 近年頻発、激甚化する地震や水害などの災害について、高齢者や障害者などへ専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう災害時の協力や連携体制の再構築が求められています。
- 大規模災害発生時は、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない被災者ニーズが数多く発生し、東日本大震災では、全国から駆け付けた多くのボランティアの協力によって様々な支援活動が展開されています。
- 東日本大震災をはじめ、自然災害で被災された方の心のケアや崩壊したコミュニティの再生、新たなコミュニティの形成など、ソフト面の課題については、今後も中長期的な取組ときめ細かな対応が必要となっています。
- 東日本大震災時、被災者を支援する生活支援相談員などの人材を確保するため、被災による離職者の雇用を優先したことから、被災体験の当事者としての共感や被災者に寄り添う姿勢が信頼される支援につながりました。
- 「支え手」や「受け手」という関係を超えた地域共生社会の実現に向けて、沿岸部における生活支援相談員などの被災者支援でこれまで培った支援のノウハウを、人口減少などを見据えて全県的に展開する必要があります。

III 計画の理念・基本方針と推進方法

1 計画の理念（＝経営理念）

県社協は、宮城県における地域福祉推進の中核機関として市町村社協をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティアなど幅広い関係者と連携、協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

2 計画の基本方針

（１）地域共生社会実現のための地域づくり

① 地域福祉活動の推進

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的、効率的に実践するため「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）などの円滑な実施に向けて、市町村支援のプラットフォームとして宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営業務で、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実を支援します。

宮城県地域共生社会推進会議構成団体から推薦されたメンバーによる専門部会を開催し、各構成団体の地域共生社会の実現に向けての取組を把握する調査や、市町村などの取組を支援するアドバイザー派遣を実施します。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持つ人材を育成するための研修を開催し、市町村社協をはじめ地域福祉関係職員の資質の向上に取り組みます。

② 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

組織・財政規模や事業実施内容の状況が異なる市町村社協の基盤強化に向けて、情報共有や課題解決を図る「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会」の運営や、各種会議、研修会を開催します。

③ 東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及

今後、将来起こり得る大規模災害への備えとして、東日本大震災後の復興支援から得られた地域の主体的な支え合いのノウハウを県内全域に広く普及させるとともに、「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」を、様々な機会を活用して普及、理解促進に努め、大規模災害に備える地域での取組を支援します。

④ ボランティアの育成と福祉教育の推進

地域福祉や地域づくり活動への住民の積極的な参画を促進するために、ボランティア活動への理解の促進と、裾野の拡大が必要となるため、住民の社会福祉問題への関心と理解を深めるとともに、地域における具体的な活動の展開に向けて、地域指定福祉教育

推進事業を市町村社協と共に実践していきます。

⑤ 元気高齢者の社会参加促進

高齢化率が高くなっていく中で、学習意欲の高い高齢者の学習ニーズに応えるため、広域的な学習の場となる宮城いきいき学園を運営し、元気高齢者の社会参画を推進していきます。また、いきいき学園卒業生の地域貢献活動を市町村社協と情報共有しながら実施し、リーダーとして、地域の高齢者を巻き込みながら地域のニーズに応えていきます。

元気高齢者の生きがいづくりと、健康づくりを目的に実施している「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」や「宮城シニア美術展」において、元気高齢者の活動を継続的に支援し、地域における必要な福祉人材や社会貢献活動を地元の市町村社協などと積極的にアピールする機会を作ります。

⑥ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

災害ボランティアセンター（以下「災害ＶＣ」という。）の設置運営に関するノウハウのほか、発災から復旧支援、仮設住宅入居期以降の生活支援とコミュニティ形成など長期にわたり住民に寄り添う社会福祉協議会らしい被災者支援が展開されるよう人材の育成に努めます。また、効果的に災害支援活動が展開できるようＩＣＴ技術を積極的に導入していきます。

⑦ 各種団体との連携と取組に対する支援

県に対する要望活動を行い、各種団体の福祉課題の解決に向けて支援します。

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会における事務局を担い、災害時の福祉支援体制整備だけでなく、平常時からネットワーク構築を推進していきます。

宮城県社会福祉法人経営者協議会と連携し、県内の社会福祉法人の課題やニーズを把握し、研修会の開催や情報提供を行い、社会福祉事業者の経営を支援します。

（２）地域における福祉サービスの担い手育成に対する支援

① 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

宮城県との連携の下で、県内の社会福祉法人や福祉関係機関向けの研修を継続的に実施する役割を担い、広域的な観点と計画的、体系的かつ効果的な研修プログラムの開発を検討するとともに、社会福祉事業従事者を対象とした各種研修を開催し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの各分野に精通した専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

② 多様な人材確保の取組の推進

宮城県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）の運営において、福祉人材無料職業紹介事業による、福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、ハローワークや教育機関などと連携した「福祉の仕事就職面談会」の開催や、年齢などに応じた進路や就業相談の実施、介護などの福祉人材の確保、定着へ向けた研修を開催します。

福祉人材の確保を促進するため、離職介護福祉士等の届出制度に係る取組を実施するとともに、介護福祉士修学資金などの貸付事業により修学や就職を支援し、質の高い福祉人材の養成及び確保に向け後押しします。

(3) 安心して暮らせる地域づくりの推進

① 権利擁護の推進

福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理において、利用者一人一人の生活全般を見守り、より良い生活環境が整えられるよう関係機関と連携して支援を実施します。

地域における権利擁護支援の体制整備に向け、市町村や市町村社協、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など広域的な支援に取り組む関係機関とのネットワークづくりを行い、権利擁護支援の必要性を確認しながら、各団体との連携による具体的な支援について検討します。

② セーフティネット機能の充実・強化

生活福祉資金貸付における必要な相談支援を行いながら、低所得者、障害者又は高齢者が、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように努めます。

中国帰国者などが、日本語学習支援や交流活動へ参加することで、地域でいつまでも安心して自分らしい生活が継続できるよう地域で支援体制の整備や構築を目指します。

(4) より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

① 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保

法人として会計監査人を導入しガバナンスの強化及び財務基盤の透明性を確保し、専門性や公益性の確保及び健全な法人運営を図ります。また、法令遵守や必要に応じた諸規程の改正のほか、定期的な点検を継続し、内部と外部の牽制体制の維持及び向上に努めます。

適正なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向け、定年退職者の推移及び実施事業の状況に応じて職員を採用し人材の確保に努めます。さらに、人材育成方針に基づき、研修などにより職員のスキルアップを図り、組織全体として専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

新型コロナウイルス感染症などの対応については、各種事業の実態に即した対策を徹底し感染予防に努めます。

② 地域福祉の推進のための情報発信

宮城県の地域福祉の推進を担う中核機関として、広報誌「福祉みやぎ」やホームページで福祉に関する情報を継続して発信します。また、福祉サービスの制度に関する情報や地域での福祉活動、元気高齢者の活動、福祉の現場紹介など、多面的な情報の発信や、障害の方への配慮を行うことで、一人でも多くの方に関心をもっていただけるよう掲載

内容の充実を図ります。

③ 社会福祉施設などの適正な運営

高齢者や障害児（者）の施設や事業所の運営に当たっては、質の高い福祉サービスを提供し、利用者の自立支援と社会参加促進のため、個別ニーズに応じた支援に努めます。また、高齢化や重度化など利用者の状況に応じた施設整備、改修などを適宜行い、安心、安全な生活環境の確保に努めます。

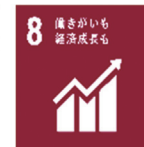
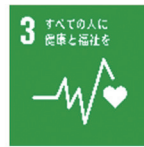
近年頻繁に発生している水害や土砂災害など、自然災害へ備えるとともに、感染症対策や防犯対策なども含め危機に対して迅速かつ適確に対応していきます。

3 計画の推進方法

本計画の「理念」「基本方針」に基づき、それらを実現するための「事業・取組」を実施します。また、事業推進に当たり目標の数値化などが可能な場合は「目標指標」も明記することとします。



IV 事業・取組の方向性



基本
方針

1 地域共生社会実現のための地域づくり

(1) 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化など、地域を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える課題が多様化、複雑化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域のつながりや地域活動の継続が困難になったこともあり、介護、障害、子育て、生活困窮など多分野にわたる相談を受け止め、複合的な問題を抱える方への適切な支援を提供できる多機関の協働による包括的な支援体制の構築が必要です。
- 多様な地域生活課題や福祉ニーズに対応するため、住民の自発的な相互の助け合いとして、**住民参加型在宅福祉サービス^{*1}**やボランティアグループ、NPO法人や市町村社協が様々な形で生活支援サービスを立ち上げ、地域住民を対象に食事サービス、移動サービス、家事援助、ふれあい・いきいきサロンや多様な集いの場などの活動が行われてきました。これらの取組は公的サービスの補完ではなく、人と人とのつながりを尊重し、ニーズに即した柔軟なサービスという特徴や固有性を持ったものであり、介護が必要な状態になっても自分らしく住み続けられる地域にするため、より一層の福祉サービスの充実が必要です。
- 社会福祉協議会と自治体とのパートナーシップを再構築し、住民や様々な機関、団体、専門職、そしてボランティアなどとの協働を実現し、地域福祉の推進役としての役割を果たすためにも、積極的に地域福祉活動計画の策定や見直しに取り組む必要があります。
県内の市町村社協地域福祉活動計画の策定率は62.9%（令和4年10月現在）、努力義務化された市町村地域福祉計画の策定率は71.4%（令和4年10月現在）に留まっています。
- 地域における生活上の様々な福祉課題を、我が事として捉え、互いに協力し合い、その解決に当たることが住民主体の地域福祉には欠かせません。社会福祉協議会は、設立以来、住民の自主的、主体的な福祉活動を増進させることを目的として活動を続けており、そこで働く職員は、住民のその活動を支援するための援助技術を持つ地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカーなど）としてのスキルアップを図る必要があります。
- 宮城県では、**介護予防・日常生活支援総合事業^{*2}**などの円滑な実施に向けた市町村支援のプラットフォーム^{*3}として「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置し、東日本大震災の復興支援などで培った地域での支え合いに関する知見も生かしながら、市町村支援を行っています。県社協では、同会議の事務局運営を担い、市町村の実情や地域性に応じた**生活支援体制整備事業^{*4}**の取組を支援しています。
- 国では、制度、分野の枠や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人と人、人と

社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。また、令和3年度から、市町村において既存の相談支援を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されましたが、県内市町村における当該事業への取組は一部の市町村に留まっている状況です。

【目指すべき方向】

- 地域福祉を推進するには、地域生活課題への住民の気づきを促し、互助や支え合いを中心とした地域づくりを地域福祉活動計画の策定を通じて実践することが重要かつ効果的です。

地域福祉活動計画は、市町村社協が地域福祉を推進する民間組織の代表として、住民、当事者、福祉事業所や企業などに広く呼びかけて民間の立場から地域福祉の推進に向けた方策をまとめた実践的な計画であり、地域で福祉活動を推進するために必要な取組を盛り込んでいます。市町村社協が円滑に地域福祉活動計画を策定できるよう、策定委員の派遣などの支援を行います。

- 地域福祉を推進する上で必要不可欠な人材を確保するため、市町村社協職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、社会福祉法人職員や生活困窮者自立支援機関職員を対象としたコミュニティソーシャルワーク実践研修とステップアップ研修を開催し、資源開発、地域の仕組みや体制づくりを担えるコミュニティソーシャルワークの視点^{※5}を持った人材を育成します。

〈コミュニティソーシャルワーク実践研修〉



- 宮城県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員が安心して活動できる体制づくりを進め、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員の役割を再認識し、効果的、効率的な支援活動ができるよう研修などを実施します。
- 地域における包括的な支援体制の構築を支援し、地域生活課題の把握や地域全体の課題共有を図るプラットフォーム機能を担う「宮城県地域共生社会推進会議^{※6}」を宮城県と県社協で設置し、運営していきます。また、地域共生社会の実現に向けた取組を円滑に実践するため、宮城県地域共生社会推進会議の構成員からなる専門部会を設け、個別課題に応じて、具体的な支援策などの検討を行います。

〈宮城県地域共生社会推進会議〉



- 県社協は、宮城県と共に地域福祉活動を推進している市町村社協のほか、各種団体と連携・協力し、地域共生社会の理解とつながりを深め、地域共生社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、その取組を推進します。
- 市町村の実情や地域性に応じた介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業の取組を支援します。また、**小地域福祉活動**^{*7}を通じた地域コミュニティの形成及び住民参加型在宅福祉サービスなどの生活支援サービスを充実させるため、宮城県共同募金会などと連携しながら、市町村社協・関係団体の事業・取組への支援や住民主体の地域福祉活動を推進します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	市町村社協との連携・協働による地域福祉の推進	○市町村社協地域福祉活動計画の策定支援
	民生委員・児童委員活動への支援・連携	○民生委員・児童委員の階層別研修などの開催 ○民生委員児童委員協議会との連携
地域福祉課・宮城県地域支え合い生活支援推進連絡会議事務局	地域共生社会実現に向けた取組の推進	○宮城県地域共生社会推進会議の運営（専門部会を含む。） ○小地域福祉活動の情報提供 ○コミュニティソーシャルワーク実践研修、ステップアップ研修の開催 ○市町村の介護予防・日常生活支援総合事業などへの支援による地域づくりの推進

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
地域福祉活動計画策定市町村社協数	22市町村社協 （令和4年4月1日）	35市町村社協 （令和8年度末）
コミュニティソーシャルワーク研修受講者数	50人 （令和4年度実績）	70人 （各年度）

※1 住民参加型在宅福祉サービス

介護保険などの制度の枠に囚われることなく、住民自身が担い手となり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために住民相互の助け合いをベースに生活全体を支え合う活動。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

※3 プラットフォーム

情報共有、意見交換、合意形成により関係機関などが有機的に連携・協働して展開されることを目指し、地域共生に資する住民活動及びそれを支援するために連携する場をいう。

※4 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発・ネットワーク構築の機能など）を果たす生活支援コーディネーターを配置するとともに協議体を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する事業。

※5 コミュニティソーシャルワークの視点

地域自立生活支援を実現していくために、専門職による個別援助だけでなく、地域社会のインフォーマルなサービスを含めたトータルケア、ソーシャルサポートネットワークの形成、また、利用者を中心とした当事者の組織化支援、環境整備や地域住民の福祉意識の醸成などを含んだ地域社会を基盤とした総合的な福祉支援の方法としてコミュニティソーシャルワークが注目されている。コミュニティソーシャルワークとは、地域のなかで自立生活を営むことができるように、個別支援と地域支援を総合的に展開するアプローチとシステムである。（新版 地域福祉事典 中央法規出版株式会社）

※6 宮城県地域共生社会推進会議

近年、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化していることから、包括的な支援体制の構築や、誰もが共に支え合う地域共生社会の形成のため、宮城県と県社協が設置したプラットフォームで、県内市町村、県内市町村社協のほか、地域福祉に携わる各種団体などが構成団体となっている。

※7 小地域福祉活動

小地域福祉ネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン活動、食事サービスなどを指し、身近な地域社会で要介護者のニーズを把握し支援を行うこと。

（２）市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

【現状と課題】

- 市町村社協が地域福祉を一層強力に推進するためには、さらなる基盤強化が不可欠です。県内の市町村社協は、組織・財政規模や事業実施内容の状況も異なります。基盤強化を図るため、職員の資質向上を図るとともに、適正な法人運営が必要です。
- 職員の資質向上のため、独自で研修会を開催している市町村社協もありますが、単独開催が難しい市町村社協もあり、取組は一律ではない状況があります。市町村社協の役割を理解し、時代の変化に柔軟に対応できる職員の育成のために研修体系を整備し、階層に応じた研修会を開催していくことが求められています。
- 市町村社協の抱える課題は様々であり、運営に関する相談などもあるため、引き続き支援が必要です。

【目指すべき方向】

- 市町村社協を対象として会長・事務局長会議のほか、定期的に各種研修会や会議を開催し、必要な情報提供を行い、ネットワークの充実を図ります。
- 市町村社協が連携し、情報共有、課題研究及び基盤強化、役職員の資質向上を図るため「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会^{※1}」を運営し、社会情勢、ニーズや課題に即した事業推進と人材育成など、組織基盤の強化及び職員の資質向上を図ります。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	市町村社協との連携・協働による地域福祉の推進	○市町村社協会長・事務局長会議の開催 ○市町村社協職員の地域福祉担当者のスキルアップに係る研修会、会議の開催 ○宮城県市町村社会福祉協議会連絡会の運営 ○組織基盤の充実に向けた支援

※1 宮城県市町村社会福祉協議会連絡会

市町村社協における地域福祉に関する事業などを円滑に推進することを目的とした連絡会。所掌事項は、市町村社協の連携強化のための情報交換及び交流、諸課題の研究及び基盤強化、役職員の資質の向上、その他、地域福祉の推進のために必要な事業に関すること。

（３）東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及

【現状と課題】

- 東日本大震災後の発生から12年が経過し、生活に密着した公共のインフラの整備などは着実に進みましたが、被災された方々の心のケアや災害公営住宅を取り巻く地域コミュニティの形成などソフト面の課題については、今後もきめ細かな対応が必要となっています。
- 東日本大震災では、被災者自らが生活支援相談員など^{※1}として雇用され、被災者の身近な存在として寄り添った支援を担い、被災者支援に欠かせない存在となっています。一方で被災者支援事業の終了を見据え、生活支援相談員などの役割を終えた後、その経験を生かして平時の地域における活動の担い手となっていただけのような取組が求められています。
- 令和3年3月に東日本大震災から10年を迎えるに当たり、県社協は、これまでの支援の取組を振り返るとともに、今後も発生が予想される大規模災害への備えとして「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針^{※2}」を取りまとめました。今後、指針が有効なものとなるよう様々な機会を活用して普及・理解促進に努めていく必要があります。

【目指すべき方向】

- 災害公営住宅などでのコミュニティ構築支援や、被災者支援の取組から平時の地域福祉活動への移行など、被災市町社協の個別の状況に合わせた助言や情報提供、人材育成の支援を行います。
- 東日本大震災において、被災者自身が被災者支援を担った取組は、まさに「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画する地域共生社会の理念を実践したものです。
そこから得た知見を、被災市町に留まらず県内全域で広く生かせるよう、実践事例の提供や研修会などを実施し普及を図ります。
- 東日本大震災から12年という年月が経過し、大震災での支援経験を有した人材が減少するとともに、地域における高齢化、少子化、過疎化など地域課題が複雑化している背景もあり、大震災で得た支援経験を生活支援体制整備事業やコミュニティソーシャルワークの担い手育成などといった既存事業に反映させ地域福祉を推進する手法として定着するよう努めます。
- 将来起こり得る大規模災害への備えとして、「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」で取りまとめた東日本大震災後の復興支援から得られたノウハウ^{※3}を、各種研修、会議、個別の市町村社協訪問、さらには県外からの派遣要請への対応などにより、県内外での理解促進に努めます。

【主な取組】

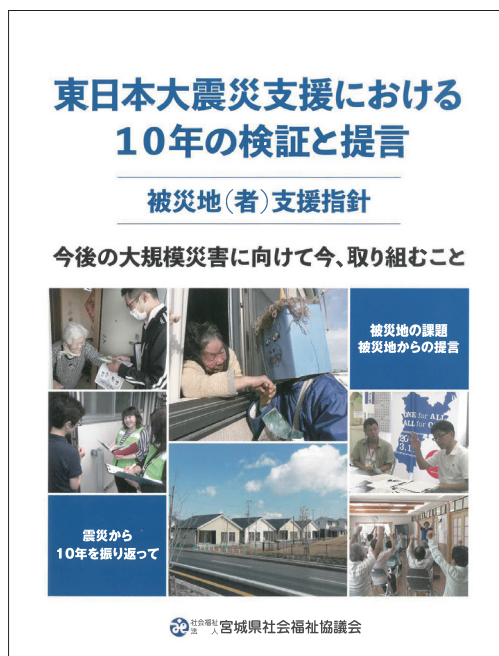
担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	被災市町社協への支援 (令和7年度まで)	○被災市町社協の状況やニーズ把握、個別の状況に合わせた支援の実施 ○他市町の取組に関する情報提供、被災者支援の取組から平時の地域福祉活動への円滑な移行促進 ○被災地域の現状や課題に合わせた研修会・会議の開催 ○被災市町の新たなまちづくりに向けた地域福祉活動推進支援
	被災地で得た知見の内陸部社協への普及	○各種会議・研修などの機会を活用した「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」の普及・理解促進

※1 生活支援相談員など

本計画上では被災者の生活状況や声、ニーズを訪問などで直接把握し、必要に応じて専門機関へつなぎ、また、被災者同士のつながりや交流の機会を促し、孤立を防ぐ取組をされた方々を総称し「生活支援相談員など」と位置付けている。「仮設訪問支援員」「地域生活支援員」「生活援助員」など様々な名称で社協などに配置された。

※2 「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」

宮城県社会福祉協議会が東日本大震災の発災から10年間の被災地（者）支援の取組について検証し、取りまとめて発行したもの。検証した結果、浮き彫りとなった課題が今後起こりうる災害において繰り返し起こらないよう、平時において大切にしたい考えや、関係機関が取り組む必要があるものなど支援方針、提言を記載している。



※3 東日本大震災後の復興支援から得られたノウハウ

東日本大震災の被災者支援では、県内各地に被災者の見守り・相談支援を行う活動拠点としてサポートセンターが設置され、被災者自らが生活支援相談員として仮設住宅などで健康・生活面の見守り・相談支援、交流サロンの開催など地域支援を担ってきた。こうした専門職以外が支援に携わり地域課題の解決やコミュニティ形成に取り組んだ経験をいう。

(4) ボランティアの育成と福祉教育の推進

【現状と課題】

○ 近年、社会参加意識や市民活動の高まりを反映し、ボランティアや市民活動の必要性が改めて見直されています。社会福祉協議会は地域福祉を推進する組織として、地域のボランティアや市民活動の支援に長年にわたり取り組んできました。

○ 全社協では、ボランティア活動を「地縁型」と「テーマ型」に分類^{*1}しています。

分類	主な担い手	主な活動
地縁型	自治会・町内会、地区社会福祉協議会	見守り・支援活動、安否確認など
テーマ型	NPO法人、ボランティアグループ	高齢者のサロン活動、子ども食堂、フードバンクなど

○ 市町村社協のボランティアセンター（以下「V C」という。）に配置される場合が多い「ボランティアコーディネーター^{*2}」は、主に「テーマ型のボランティア活動」の支援に当たり、地域福祉担当者と役割分担しながら、ボランティアの育成や支援に取り組んできました。

○ 現在、県内全ての市町村社協にはV Cの機能があり、以下のような支援が行われています。

- ① ボランティアコーディネート（活動先の紹介・ボランティアを求める人との橋渡し）
- ② ボランティア活動に関する相談、情報の提供、講座や研修会の開催（ボランティア登録）
- ③ ボランティアグループへの支援（活動支援、組織化）
- ④ ボランティア保険の加入受付など（取扱窓口）
- ⑤ ボランティア活動の啓発（児童や生徒を対象とした福祉教育^{*3}）

○ これまで各地域で活動実践し、活躍してきたボランティアや市民活動の実践者は高齢化しており、このことで活動の停滞や、次世代の担い手の育成が進んでいないなどの課題があるほか、近年ではコロナ禍による活動の自粛や抑制も課題となっています。

○ 高齢化が進んでいる中、心身の衰えから生活に困難を抱える人も増加しています。2035年には3人に1人が65歳以上になると予測されており、今後、生活上の支援が必要な方々を公的サービスだけでサポートしていくことが、ますます難しい状況となってきます。

このため、助け合い活動などに参加するボランティアが、今後一人でも多く必要となりますが、残念ながら現在でも担い手は不足しています。これまでのように女性を中心とした地域の中高年だけの助け合いだけでなく、多くの男性の参加が期待されています。

○ これまで地域での助け合いは、「地縁型」「テーマ型」それぞれの団体の活動に支えられてきた部分がありますが、近年「テーマ型」の子ども食堂、フードバンクなどの取組が新しい支援やつながりを生み出している一方で、これまで住民が日常での何気ない地域での関わり（日々

のあいさつやお茶のみ、おすそ分けなど）の中で無意識的に行ってきた支え合い（地域資源であり、それぞれの暮らしの中にある宝物）の機能が弱まっていると指摘されています。

- このような現状から、地域共生社会の実現を目指し、住民主体による福祉活動を進めるには、あらゆる年代の人がそれぞれのライフスタイルに応じた福祉の心を育む機会を得ることが必要であり、これまでも社会福祉協議会は福祉教育として捉え、実践を進めてきました。
- 令和元年に全社協福祉研究委員会が作成した「**地域共生社会に向けた福祉教育の展開**^{*4}」でも地域共生社会の実現は福祉教育が重要であると提唱し、多様な主体と連携して取り組む意義を理解することや、地域づくりを意図した福祉教育をサービスラーニングの手法を用いて展開しています。
- 県社協としても、従来の学校での福祉教育の展開のほか、小地域福祉活動などの展開に応用できるよう、地域住民全体を視野に入れた福祉教育（防災、減災教育含）の必要性を訴えてきました。
- 近年は、**社会貢献（地域貢献）活動**^{*5}に対する住民意識も高まっており、地域の課題に対する住民の自主的な取組も進められています。職業上持っているスキルや専門性を生かした社会貢献活動、明確な目的と意思をもって資金調達を行う**ファンドレイジング**^{*6}など、実践的な社会貢献活動や寄付に対する新たな注目が集まっています。これらの動向を踏まえた社会貢献活動の推進が必要となっています。

【目指すべき方向】

- ボランティア活動を始めたい方や、活動中の方を支援するため、調整する機能を持つ「ボランティアコーディネーター」を育成します。また、育成する際には市町村社協や中間支援組織などの「ボランティア活動を仲介する団体」、NPO法人や福祉施設などの「ボランティア活動者を受け入れる団体」、企業や大学などの「ボランティア活動者を送り出す団体」、それぞれの団体の特徴に応じた強化が必要となるため、これに対応した内容の研修会などを開催します。

〈ボランティアコーディネーター研修〉



- 地域福祉や地域づくり活動への住民の積極的な参画を促進するためには、ボランティア活動への理解の促進と、裾野の拡大が必要となります。また、地域での支え合いの担い手となる「地縁型」「テーマ型」組織の活動が、地域で競合することなく協働できるよう支援していくことが必要です。その上で、住民自身の支え合い活動の意義が認識され、住民主体の活動が展開されるよう「福祉教育」を積極的に取り入れるとともに、地域における具体的な活動の展開に向けて、**地域指定福祉教育推進事業**^{*7}を市町村社協と実践し、実践事例と成果を広く周知していきます。
- 「宮城いきいき学園」の取組は、年齢に関係なく、様々なことに意欲的でアクティブに活動するシニア世代の社会貢献活動参加へのきっかけともなっており、ボランティアの裾野を広げる観点からも市町村社協などの協力を得ながら継続的に運営します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	多様なボランティア活動や市民活動に対する支援	○ボランティアコーディネーター研修の開催 ○福祉教育学習会の開催や地域指定福祉教育事業を通じた福祉教育の推進

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
V C 関連研修受講者数	22人 (令和3年度1回当たり)	50人 (各年度1回当たり)

※1 「地縁形」と「テーマ型」の分類

地縁型ボランティア活動組織（地域におけるつながりを基盤とした組織）は、通常、町内会などの組織がそのまま福祉活動の主体となることはなく、多くの場合、その中の有志（すなわちボランティア）が福祉活動の実施を提起して、メンバーを巻きこみながら福祉活動を形づくっていくこととなる。ただし、地縁を基盤としているので、母体組織との関係を重視した活動となり、母体組織、すなわち地域の多数者と対立する活動は展開しにくいという側面がある。

これに対して、テーマ型の福祉活動組織は、地域の中の福祉ニーズ・生活ニーズに共鳴し、何としないといけないという強い問題意識に支えられた活動であり、時には地域の多数者と対立することも厭わない活動となることがある。（出典：全社協ブックレット④「地域にひろげよう“お互いさま”の生活支援サービス」より一部抜粋）

※2 ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、ボランティア・市民活動センターなどの中間支援組織、社会福祉施設やNPOなどボランティアの受け入れ組織などにおいて、ボランティアやグループへの支援やボランティアとサービスを受ける人をつなぐ役割を担う者。（出典：全社協 社会福祉学習双書「地域福祉論」）

※3 福祉教育

福祉教育とは、住民が福祉について関心を持ち、多様性を認め合いながら、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識し、その解決に向けて知恵を出しながら、汗を流していくことである。また、住民によるこの主体形成の過程、エンパワメントしていくプロセスにある「学び」が「福祉教育」としている。（出典：全社協地域

共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手法で地域をつくる～)

さらに、住民主体という観点では、少子化・高齢化・人口減少が進む地域にあって、これからも住み慣れた地域で暮らしていきたいと考える大半の住民が、安心した暮らしを送るためには、行政だけに頼るのではなく、これまであまり意識されなかった自身らの支え合い活動の意味や価値に気づき、活動で得られる楽しさを実感しながら、「ひとりひとりの住民が自分の命を大切に生きていくこと」「支え合って生きる力を地域で培っていくこと」に気付き、行動していくことが求められている。(出典：中央法規出版株式会社 どこでも誰でもできる地域づくりハンドブッカー介護保険における生活支援体制整備事業のすすめ方一)

※ 4 地域共生社会に向けた福祉教育の展開

2019年10月に社会福祉法人 全国社会福祉協議会／全国ボランティア・市民活動振興センターが発行した刊行物であり、「福祉教育研究委員会」(2016年度～2018年度)における3年間の成果物をまとめたもので福祉教育の考え方、具体的な展開方法を実践事例を交えながら紹介するもの。

※ 5 社会貢献(地域貢献)活動

個人や企業、団体がより良い社会を作るために行動することを指し、その活動は多彩である。ゴミ拾いや資源リサイクルといった環境保護活動、様々な事情によって支援が必要な子どもたち、介護・介助が必要なお年寄り、自然災害による被災地、保護すべき動物たちへの支援などが含まれる。

※ 6 ファンドレイジング

ファンドレイジング(Fundraising)は一般的に、NPO(民間非営利団体:Non-Profit-Organization)などが活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称として捉えられているが、単なる資金集めを指すのではなく、その社会的課題解決に向けた活動に対する理解と共感を促すコミュニケーション手段のこと。(渡辺一城、2016、「ファンドレイジングの処方としての街頭募金①」、Glocal Tenri, Vol.17, No.1, p9, January.)

※ 7 地域指定福祉教育推進事業

市町村社協が中心となり、福祉と教育を通じて子どもと地域住民が日常的に関わることでできる場をつくり、様々な活動を子どもと大人が学び合うことにより、自分が生まれ育った地域に根付いた「福祉のまちづくり」を目指す。(宮城県社会福祉協議会地域指定福祉教育推進事業実施要綱)

〈地域指定福祉教育推進事業による地域住民の親子イベントの様子〉



〈福祉教育学習会〉



(5) 元気高齢者の社会参加促進

【現状と課題】

- 宮城いきいき学園^{*1}は、平成3年4月に設立され、高齢社会に対応した通年制の体系的な学習から、高齢者の生きがいと健康づくりを図るとともに、地域社会の進展に寄与できる高齢者のリーダー育成を行っています。また、地域での様々な社会貢献活動への参加を促すため、宮城いきいき学園卒業生を「生きがい健康づくり推進協力員」に委嘱し、地域のリーダーとして、地域住民の生きがいと健康づくりを目指しています。
- 社会貢献活動については、いきいき学園の同窓生と現役生のみならず、地域住民を巻き込んだ事業の実施が望ましいですが、コロナ禍で規模を縮小せざるを得ない状況もあり、今後、市町村や市町村社協と連携しながら事業を進めていく必要があります。
- 高齢者のスポーツ振興を図るため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手を派遣し高齢者の生きがいの創出、健康増進に寄与するほか、文化活動を通じた生きがいづくりの促進を目的として宮城シニア美術展を開催し、全国健康福祉祭美術展部門へ出展作品の選考を行い、高齢者の創作意欲の向上に寄与しています。

【目指すべき方向】

- 学習意欲の高い高齢者の学習ニーズに応えるため、学習の場を引き続き提供し、元気高齢者のいきがいづくりを目的とした社会参画を促進していきます。また、いきいき学園卒業生の地域貢献活動を市町村社協と情報共有しながら実施し、地域の高齢者のリーダーとして、周囲の高齢者を巻き込みながら地域のニーズに応えていくよう支援します。
- 元気高齢者の生きがいづくり、健康づくりを目的に、県内各地域における高齢者の社会参加や活力ある長寿社会の形成に寄与する元気高齢者の活動を、市町村社協と共に継続的に支援するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）や宮城シニア美術展への参加、出展を促進します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
いきがい健康課	宮城いきいき学園の運営	○宮城いきいき学園の運営と卒業後の地域貢献活動の推進 ○地域で自主的に実践する団体との連携
	高齢者のスポーツと文化の振興	○全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣 ○宮城シニア美術展の開催と全国健康福祉祭美術展への出展

※ 1 宮城いきいき学園

高齢社会に対応した通年制の体系的な学習を通して、高齢者の生きがいと健康づくりを図るとともに、地域社会の進展に寄与できる高齢者のリーダー育成を行う場。入学要件は宮城県内に在住するおおむね60歳以上の方で、健康で学習意欲がある方。2学年制で一般教養・健康・福祉・地域活動などに関する内容を学習するとともに健康実践講座（ニュースポーツなど）・クラブ活動・文化祭・施設見学や修学旅行なども行っている。

〈宮城いきいき学園 学習の様子〉



〈ねんりんピック 開会式〉



〈宮城シニア美術展〉



(6) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

【現状と課題】

- 大規模災害発生時は、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない被災者ニーズが数多く発生します。東日本大震災では、全国から駆けつけた多くのボランティアの協力によって、被災者ニーズに応じた様々な支援活動が展開されました。このような活動は、被災者に安心感を与えるだけでなく、生活再建に向けた意欲醸成につながりました。
- 近年、災害が頻発化、激甚化しています。こうした中、全国各地で市町村災害ＶＣ^{*1}が設置される状況が続いていますが、宮城県内でも、大規模災害発生時には、市町村社協が災害ＶＣを設置し、ボランティアの受入れや被災者ニーズとのマッチングを行うなど、被災者支援に努めてきました。
しかし、組織体制などにより、通常業務と災害対応業務が重なることで人手不足に陥り、機能不全となってしまう場合もあります。東日本大震災の際は、社会福祉協議会自体も被災したことで、ボランティアの受け入れに混乱が生じたこともありました。
- こうした教訓から、宮城県では、平成26年6月に大規模災害時の相互支援体制構築のため、県社協と県内35市町村社協で災害時相互支援協定^{*2}を締結し、災害時の協力体制の強化を進めています。
- 災害時相互支援協定締結後、平成27年9月に発生した関東、東北豪雨災害では、初めて相互支援協定に基づく市町村社協災害ＶＣへの応援職員派遣調整などが行われました。その後も令和元年東日本台風災害や令和4年7月15日からの大雨災害などで、災害時相互支援協定に基づく支援活動が行われました。
- 令和2年7月以降、災害ＶＣで行う救助とボランティア活動の調整事務は、災害救助法の国庫負担の対象となり、災害ＶＣ運営にかかる費用の一部が委託契約によって行政負担となりました。また、これまでも運営に必要な資機材などについては、共同募金会の災害等準備金^{*3}を活用して対応してきましたが、一部人件費は支出できず、寄付金や自主財源の使用など、経費の財源確保が課題となっていました。
- 災害ＶＣの運営については、コロナ禍による影響が続いており、これまでのように全国規模でのボランティア募集や運営スタッフの確保が難しい状況にあることから、運営者の業務負担の改善やボランティアの確保が急務となっています。

【目指すべき方向】

- 災害ボランティアの受け入れ体制を整備するため、災害ＶＣ設置運営に関するノウハウのほか、災害ＶＣ閉所後の支援の在り方などを学ぶ研修などを通じて、高齢者や障害者などの「災害弱者」と呼ばれる方の避難行動や避難生活の支援など、社会福祉協議会が展開する被災者支援を行う人材の育成に努めます。

〈災害ＶＣ設置・運営責任者研修〉



- 災害ＶＣの設置運営に当たっては、多機関協働型の災害ＶＣ運営を目指していく必要があり、地縁組織や災害支援団体との連携を強化し、災害に強いまちづくりが進められるよう、地域力の向上を目的の一部とした「地域住民向け研修」も提案していきます。
- 災害ＶＣの運営は、災害救助法に基づく公費負担の見直しにあるとおり一定の公的な活動としての側面もあり、令和４年１１月現在、２１市町村で社協と行政が災害ＶＣの設置・運営等に関する協定を締結しています。現在未締結の市町においても、災害ＶＣの設置場所などで必要な支援が受けられるよう、速やかに市町村社協と行政との協定を締結できるよう支援します。
- 災害発生時に、災害ＶＣの設置状況などの情報共有が円滑に行えるよう、県社協と市町村社協との間で定期的に通信訓練を実施します。また、コロナ禍においても有効な災害支援活動が展開できるよう、ＩＣＴ技術を積極的に導入し、ニーズ管理、事前受付などの運営支援システムの活用や平時からのボランティア登録を行います。

〈キントーン（クラウドサービス）による災害ボランティア運営支援システム〉



〈災害ボランティア募集チラシ〉



【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	大規模災害時におけるボランティア受入体制整備とその支援	○災害ＶＣの設置運営に関わる人材の育成 ○災害ＶＣ等の設置運営関係者などへの研修会の開催 ○災害時相互支援協定に基づく体制整備のための関連会議の開催

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
災害ＶＣ関連研修受講者数	233人 （令和３年度）	1,140人 （令和５年から令和８年度累計）

※１ 災害ＶＣ（災害ボランティアセンター）

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織である。一般的に、被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体、行政が協働して担うことが多い。主な役割としては、被災地でのニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出し、活動の実施、報告・振り返り（活動の総括、その後の活動のための教訓・情報整理など）となる。

※２ 災害時相互支援協定

平成26年６月１日に県社協と県内の35市町村社協が災害発生時に被災した地域の被災地社協へ専門性の高い支援活動を迅速かつ効果的に行うことを目的として締結した協定である。職員の派遣やその経費負担、災害発生時に備え支援活動を的確に担える職員の人材育成などが規定されている。

※３ 災害等準備金

災害等準備金は、赤い羽根共同募金として、多くの方々から寄せられた募金を基に積み立てられた資金で、社会福祉法第118条の規定に基づき、都道府県共同募金会が、区域内外において災害救助法の適用された災害被災地に対して拠出（配分）することとなっている。



(7) 各種団体との連携と取組に対する支援

【現状と課題】

- 県社協では、法人設立以来、社会福祉施設を会員とした部会活動を実施してきました。その後、より自発性の強い種別協議会を組織化し、事務受託などの支援を行ってきましたが、より発展的な関係性を築くことを目的に、それぞれが独立した事務局を構え運営しています。なお、現在県社協が担っているのは宮城県社会福祉法人経営者協議会の事務局のみです。
- 平成28年度から、社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、社会福祉法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組^{*1}」の実施に係る責務規定が社会福祉法に創設されています。
- 平成9年度から、弁護士、公認会計士や社会保険労務士を専門相談員に委嘱し、社会福祉事業者に対して経営支援を継続的に実施しています。
- 県社協として、平成17年度から福祉課題の解決及び福祉施策の推進を目的として、各種団体から福祉施策に対する要望^{*2}や動向に係る福祉課題を取りまとめ、県へ要望しています。
- 平成29年に宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会^{*3}が設立され、行政や福祉団体の連携により災害時に被災地へ福祉専門職チームを派遣し、一般避難所などで生活している高齢者や障害者などの要配慮者へ支援する体制が構築されています。
- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰、担い手不足など、社会福祉法人や各種団体の抱える課題は様々であり、運営に関する相談などもあるため、引き続き、社会福祉事業者の経営支援が必要です。

【目指すべき方向】

- 宮城県社会福祉法人経営者協議会との連携により、社会福祉法人の現状と課題やニーズの把握に努め、社会福祉の新しい情勢に沿った研修会の企画や情報提供を行い、社会福祉事業者の経営を支援します。
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を進めるため、地域のニーズに即した公益的な取組が広がるよう社会福祉法人等関係団体による情報交換や意見交換の場を設定します。
- 県内の社会福祉事業者からの事業運営や労務、経営などの相談に応じ、社会福祉事業者の経営支援を行います。
- 関係団体から福祉施策などについて、意見や要望を伺い各団体が抱える福祉課題の解決に向けて、福祉施策に関する要望活動を継続していきます。

- 社会福祉法人や社会福祉事業者が常に課題としている人材確保やその定着については、福祉人材センターの福祉・介護マッチング機能強化事業^{*4}により支援します。
- 災害時における福祉的支援の役割を担う宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の事務局の運営により、有事の際の有資格職員の派遣調整などを行うとともに、平時の連携、協働体制を構築します。

〈DWAT活動 床にある配線を頭上に上げる作業中〉



〈DWAT活動 ダンボールベット修理中〉



- 県内の障害者入所施設などで、新型コロナウイルス感染症が発生し、サービスの継続が困難となった場合、県及び県内の協定締結法人に連絡し、応援派遣職員を依頼して派遣調整業務を実施します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
地域福祉課	社会福祉法人、関係福祉団体との連携、協働支援など	○各種団体との協働による地域福祉の推進 ○情報共有の場や研修会を開催 ○経営相談窓口を利用した専門相談員などによる経営支援
	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局の運営	○宮城県災害派遣福祉チーム員の養成基礎研修会などの開催 ○災害時の宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）の派遣調整
	障害福祉施設等応援職員派遣調整 ^{*5} の実施	○協定締結法人の登録手続き調整など ○感染症発生時の職員派遣調整の実施
福祉人材課	団体支援	○宮城県社会福祉法人経営者協議会事務局の運営
企画・財務課	市町村社協や福祉諸団体との福祉施策に対する要望活動の実施	○県内の福祉関係諸団体からの福祉施策などの要望事項をとりまとめ、県に要望、提言を実施

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県D W A T）の協定締結数	41法人・施設 （令和3年度末）	80法人・施設 （令和8年度末）

※1 地域における公益的な取組

すべての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」という責務が課されており、地域の福祉ニーズなどを踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。（社会福祉法第24条第2項）

※2 福祉施策に対する要望

令和4年度は、「生活福祉資金担当職員の人件費補助の継続について」「災害時要援護者の個別支援計画について」など、9つの団体から挙げられた14の項目について、県社協が取りまとめ、県へ対応を要望している。

※3 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

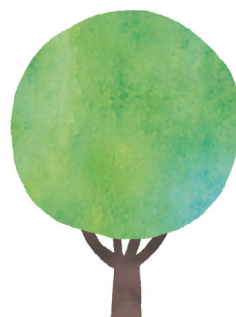
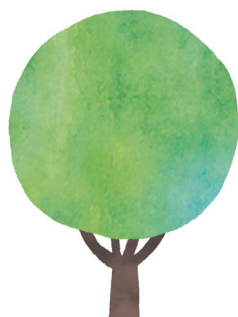
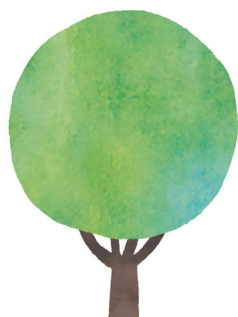
災害発生時、高齢者・障害者などの支援が必要な方々に対して緊急的な対応が行えるよう、県、市町村、県社協、福祉関係機関・団体などによる広域的な福祉支援を目指す協議会。

※4 福祉・介護マッチング機能強化事業

福祉、介護人材の緊急的な確保を図るため、「地域医療介護総合確保基金」により宮城県が実施する事業。施設や事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後のフォローアップなどを福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉や介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

※5 障害福祉施設等応援職員派遣調整

宮城県では、障害福祉サービス事業所などで新型コロナウイルス感染症への感染が発生し、運営法人内での人的確保ができずサービス継続が困難となる場合に備えて、セーフティネット機能として法人間の応援職員派遣体制を構築しており、派遣や連絡調整などの業務を県社協が受託している。





（１）福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

【現状と課題】

- 我が国では、少子化や高齢化の進行の中、全世代型社会保障への転換が急がれています。労働力人口も減少傾向にあるなかで、医療、福祉サービス従事者数の必要数は増加することが予測されており、福祉分野における人材確保はますます厳しい状況になることが見込まれています。
- 一方、働き方改革も進められ、事業者には労働時間の客観的な把握や年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金などへの対応などが求められています。また、短時間労働、ダブルワークや在宅勤務など働き方の多様化も進み、従事者に応じた柔軟な就労条件や就労体制の整備も求められています。
- 多様化した福祉サービスへのニーズに対応するためには、社会福祉事業に従事する人材の確保や、資質向上のための研修会の開催、**キャリアパス**^{※1}の仕組みの整備が必要です。
- 少子高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズは急速に拡大するとともに、地域住民が抱える地域生活課題はより深刻化していますが、その課題の解決と地域共生社会を実現していくために、住民と共に地域をつくり、多様なニーズを把握して、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく人材育成が必要です。

【目指すべき方向】

- 福祉サービスの従事者は、雇用形態を問わず、福祉サービスの担い手として重要な役割を果たしていることから、期待される役割の自覚と遂行に必要な能力を習得するため、介護や看護などの職種別の研修や、児童福祉、高齢者福祉や障害者福祉などの種別研修、福祉に携わる者に共通したテーマの研修会などを開催し、きめ細かな人材育成に努めます。
- 県内の福祉サービス事業者の専門性を高め、地域に関わらず質の高いサービスを提供するため、研修後のアンケート内容を参考にするとともに、職能団体などと研修内容について意見交換を行い、より効果的な研修会を開催します。
- 研修会は、計画的に行い、専門職種別に開催するなど工夫した効果的な手法が必要であり、今後もより良い研修プログラムの開発及び開催方法を検討しつつ、社会福祉事業従事者を対象とした各種研修会を開催し、高齢者福祉、障害者福祉や児童福祉などの各分野に精通した専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

- 福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択に役立つ情報提供の充実のため、「福祉サービス第三者評価制度」を支える「第三者評価調査者」の養成に向けた研修会を開催し、これらの取組により福祉サービスの一層の向上を図ります。
- 一部の研修では、事前の動画視聴や研修のオンライン化など、研修会の開催方法を検討し、福祉サービス従事者が必要な研修を効率的かつ効果的に受講できる体制を構築します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
研修課	福祉に携わる人材の専門性を高める研修会の企画及び開催	○社会福祉従事者研修（県委託事業） ○福祉サービス第三者評価調査者^{※2}研修（県委託事業） ○サービス管理責任者等研修事業（県委託事業） ○自主（テーマ別）研修事業

※1 キャリアパス

Career path 直訳すると「キャリアを積む道」を意味する。企業の人材育成制度の中でどのような職務にどのような立場で就くか、また、そこに到達するためにどのような経験を積みどのようなスキルを身につけるか、といった道筋のことをいう。企業の中での異動や昇進のルートのこと。

※2 福祉サービス第三者評価調査者

第三者評価調査者は福祉サービス第三者評価事業における評価を担う者をいう。第三者評価事業は利用者以外の公正・中立な第三者性を有する評価機関が福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を客観的に評価し、その結果を一般に公表することで、「福祉サービスの質の向上」と「利用者の福祉サービスの選択の支援」を図ることを目的とした事業である。

〈福祉サービス第三者評価調査者研修〉



〈自主研修〉



(2) 多様な人材確保の取組の推進

【現状と課題】

- 国は、令和7年度末までに約243万人の介護職員を確保する必要があるとしています。令和元年の調査では介護職員の総計は約211万人とされ、人手が足りている施設でも今後は人材不足に直面してしまう可能性が高くなっています。
- 宮城県では、令和4年3月末現在、65歳以上の高齢者数が人口の4分の1を超え約65万人(28.8%)となり、令和22年度に高齢者人口がピークを迎えるとされています。国や宮城県の試算では必要な介護職員数は、令和7年度(2025年度)に約4万2千人、令和22年度(2040年度)に約4万9千人と推計され、それぞれ約4千人、約1万人を超える人材が不足すると見込まれています。
- 少子高齢化の影響を特に受けやすい介護などの福祉の仕事は、被介護者の増加と介護スタッフの高齢化によって人材不足が顕著になっており、宮城労働局の介護関連分野の有効求人倍率は令和4年11月時点で3.88倍と高く、求人数に対して約4分の1しか応募者がいない状況で人材不足が顕著となっています。また、福祉を目指す学生が少なく人材確保が非常に困難になっています。
- 県社協では福祉人材センター^{*1}を運営し、質の高い福祉人材の確保、福祉分野への就業援助及び社会福祉事業経営者に対する支援を行っています。一方で、福祉人材センターの認知度を更に高めることが課題となっており、学生や一般求職者、事業所などの対象者に応じた広報活動を実施していく必要があります。
- 県民の福祉に対するニーズの質的变化と、量的拡大の中、質の高い福祉人材の安定的な確保が課題となっています。福祉人材における若者の割合は少なく、50歳を超えてからの転職先や定年退職後の再就職先として福祉の仕事を希望する人が増えています。中高年齢者、無資格・未経験者、子育てが一段落した女性、就職氷河期世代など、多様な人材が福祉の現場に参入しやすいよう、労働時間や業務内容を工夫するなどし、就労に結びつけていく必要があります。同時に施設側の体制整備の促進も必要です。
- 宮城県では、団塊の世代が75歳以上となり介護需要が増大する令和7年度(2025年度)及び高齢者人口がピークを迎えるとされる令和22年度(2040年度)を見据えて、宮城県介護人材確保協議会^{*2}を設置しています。県社協も構成員として介護人材の確保に向けた取組を推進しています。

【令和22年度（2040年度）に向けた介護人材に係る需要推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和7年度（2025年度）			令和22年度（2040年度）		
	介護職員数	需要見込み	供給見込み	需給ギャップ	需要見込み	供給見込み	需給ギャップ
青森県	28,313人	30,725人	28,278人	2,447人	33,417人	23,580人	9,837人
岩手県	23,833人	26,831人	24,126人	2,705人	27,588人	21,365人	6,223人
宮城県	35,174人	41,553人	37,225人	4,328人	48,906人	38,864人	10,042人
秋田県	22,602人	24,056人	21,775人	2,281人	24,213人	16,858人	7,355人
山形県	20,849人	23,532人	20,262人	3,270人	24,180人	16,909人	7,271人
福島県	32,473人	36,676人	33,187人	3,489人	38,397人	28,123人	10,274人
全国合計	2,105,885人	2,426,079人	2,205,248人	200,831人	2,802,578人	2,153,892人	648,686人

※厚生労働省：令和3年7月9日報道発表資料「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」

（都道府県別より抜粋）

【目指すべき方向】

- 多様な人材の確保・定着のため、福祉の職場説明会・面談会や在職者向け・採用担当者向け研修会を開催します。
- 県民に福祉の仕事の理解促進と、やりがいや充実感を得られる仕事であることの認識を高めてもらうため、動画などによるPR活動を展開し、福祉人材センターの認知度向上及び福祉の仕事のイメージアップを図ります。小中高校生や保護者、教員などを対象に、福祉の仕事を体験し、魅力を発見する出前講座や近隣の福祉施設で体験しながら学ぶなどの「職業としての福祉の啓発」を推進し、福祉の仕事が日常生活の中で身近な存在となるよう働きかけていきます。

〈面談会〉



〈出前講座〉



- 福祉の仕事に従事したい多くの求職者ができるだけ希望どおりに職に就けるよう、県内ハローワークでの出張相談などのマッチング事業で、求人側や求職者双方に、丁寧な相談対応ときめ細かな情報提供を行います。
- 福祉人材センターにおいて、福祉の仕事の人材確保を促進するため、**離職介護福祉士等の届出制度**^{※3}に係る取組を実施します。資格を有していながら、未就労、結婚、子育てなどの理由で福祉や介護の現場から離れる方が多く、再び福祉、介護分野でその能力を発揮してもらうため、面談会や研修会などの情報提供などを行いアプローチしていきます。
- 介護・障害福祉分野や保育分野へ就職を希望する学生や在職者、一般求職者向けに返還免除付きの貸付を行い、修学や就職を支援し、質の高い福祉人材の養成及び確保に向け後押しします。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
福祉人材課	福祉人材センター運営事業による多様な福祉人材確保の取組の推進	○ハローワークや種別協等関係機関と連携した就職面談会などの開催 ○SNSや動画などを活用したPR ○介護助手等講習会などの体験による未経験者等の参入促進 ○小中高校生及び教員、保護者等向け出前講座による福祉の仕事への理解促進
	福祉・介護人材マッチング機能強化事業の展開	○県内ハローワークでの出張相談など ○未就労者及び福祉職現任職員を対象とした研修会などの支援 ○事業所訪問による求人開拓
	介護福祉士等修学資金貸付事業などによる福祉人材確保の推進	○介護福祉士修学資金等貸付事業^{※4} ○介護人材再就職準備金貸付事業^{※5} ○介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業^{※6} ○介護分野・障害福祉分野就職支援金貸付事業^{※7} ○福祉系高校修学資金貸付事業^{※8} ○保育士修学資金貸付事業^{※9} ○保育士再就職支援貸付事業^{※10}
	自立支援のための貸付事業の実施	○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
福祉人材センター職業紹介による採用者数	200人 （令和3年度）	220人 （各年度）

※1 福祉人材センター

社会福祉法第93条に基づき、都道府県知事の指定を受けて、都道府県社会福祉協議会に設置される。また、無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行っており、「職員を採用したい」社会福祉施設や事業所と、「福祉分野に就職したい」求職者との橋渡しを行う。

※2 宮城県介護人材確保協議会

介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を推進することを目的として、平成26年度に宮城県が県内の介護関係団体を構成団体として設置。

※3 離職介護福祉士等の届出制度

平成29年4月より、介護福祉士資格取得者は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となっている。介護職有資格者は届け出ることにより、再就職を希望する際に、福祉人材センターによる就労相談や、就職面談会などの情報が提供される。

※4 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、県内で対象となる養成施設などに入学しようとする又は在学する学生を対象に修学資金の貸付を行う。

※5 介護人材再就職準備金貸付事業

離職した介護職員で、介護職としての一定の知識及び経験を有する方を対象に、再就職準備金の貸付を行う。

※6 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士実務者研修施設などに在学し、介護福祉士の資格取得を目指し、資格取得後、宮城県内で介護等業務に従事しようとする方を対象に受講資金の貸付を行う。

※7 介護分野就職支援金貸付事業、障害福祉分野就職支援金貸付事業

新規に高齢者及び障害福祉分野に初めて就職される方を対象に就職準備金の貸付を行う。

※8 福祉系高校修学資金貸付事業

卒業後県内の介護や福祉事業所への就職を目指す福祉系高校生へ入学、就職準備金等の貸付を行う。

※9 保育士修学資金貸付事業

保育士資格の取得を目指し、指定保育士養成施設に在学する方で、卒業後は県内の保育所などで保育士として就職しようとする学生に対して修学資金の貸付を行う。

※10 保育士再就職支援貸付事業

保育士資格を有し、再就職をされる方を対象に、就職準備金の貸付を行う。



（１）権利擁護の推進

【現状と課題】

- 県社協は、平成11年から日常生活自立支援事業^{*1}を実施し、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを通じて、安心して地域生活を送ることができるよう支援しています。
- 日常生活自立支援事業について、全国では利用者56,549人（令和４年３月現在）となり、宮城県においては「まもリーふ」という愛称で、現在の利用者は475人（令和４年10月現在、仙台市を除く。）となっています。

<利用者内訳（※仙台市除く）>

認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
136人（28.6％）	155人（32.6％）	149人（31.4％）	35人（7.4％）

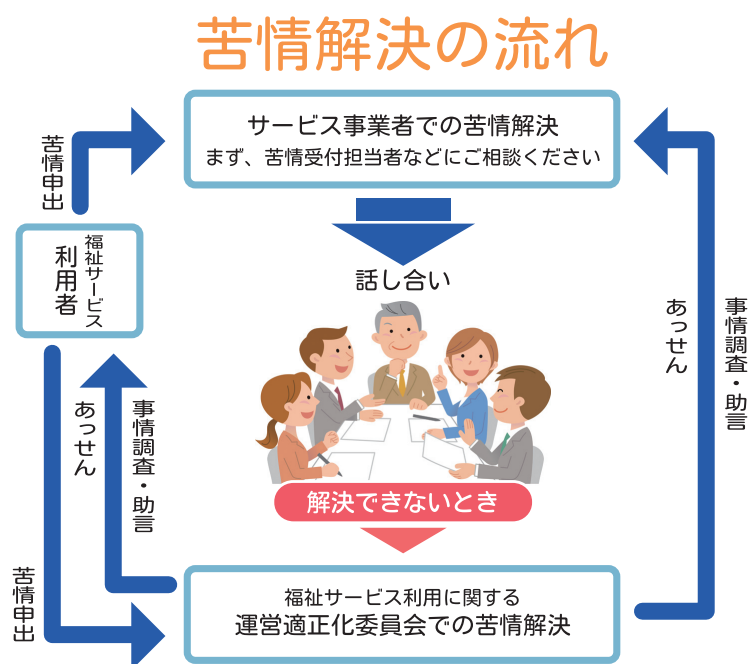
- 現在、日常生活自立支援事業（仙台市を除く）は県社協直営方式^{*2}（27市町村）と基幹的社協方式^{*3}（7市町村）の併用により実施していますが、県社協直営方式においては、利用待機者の増加やニーズに応じた細やかな対応が難しい面があるなどの課題が生じています。
- 日常生活自立支援事業の利用者には、親族・地域との関係の希薄化が進み、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理に留まらない複合的な地域生活課題を抱えた方が増加しています。こうした状況に対応する職員の資質向上や市町村社協と連携した実施体制の構築、地域包括支援センターや相談支援事業所などの関係機関との連携がより一層求められています。
- 成年後見制度^{*4}については、令和４年３月に国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画^{*5}」が閣議決定されたことを受け、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画策定や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置することとされています。
市町村において成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護に係る支援が一体的に実施され、地域住民にとって分かりやすく利用しやすい制度となるよう整備されることが求められています。
- 日常生活自立支援事業の実施と併せて、運営適正化委員会が平成11年から社会福祉法に規定されました。運営適正化委員会は、福祉サービスに係る苦情について、その適切な運営を確保するとともに福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保することを目的とした第三者機関

として、平成12年9月に県社協に設置されています。

- 運営適正化委員会に寄せられる苦情や相談は、平成30年度から令和3年度までの4年間で539件ありました。また、福祉サービスに係る苦情内容は多岐にわたることから、解決に至るまでには様々な要因を考慮することが必要な事例もあります。利用者本位のサービスの実現に向けて、福祉サービス事業者の苦情解決体制の強化が必要です。

【目指すべき方向】

- 日常生活自立支援事業の福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理など、利用者一人一人の生活全般を見守る環境の整備を、関係機関と連携して実施します。
- 日常生活自立支援事業の新規利用者の確保に向け、市町村社協や関係機関と協働して検討します。
- 日常生活自立支援事業の実施体制については、利用者にとってより良いサービス提供体制が構築できるよう、市町村社協との意見交換を重ねながら検討します。
- 成年後見制度の利用促進を目的として、宮城県が主催する市町村、市町村社協、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、広域的な支援関係機関との情報交換会に参加します。また、各団体との連携強化を図り、地域における権利擁護の体制を支援します。
- 運営適正化委員会は利用者、家族、福祉サービス事業者などに対して、幅広く苦情解決制度の周知を図るほか、研修会の開催や巡回訪問を実施し、苦情解決体制の充実に努めます。



【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
生活支援課	日常生活自立支援事業などの実施	○事業実施体制の強化や充実 ○成年後見制度の利用促進に向けた関係機関との協力体制の構築
運営適正化委員会	福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の運営	○福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための運営監視合議体、苦情解決合議体などの開催 ○苦情解決関係者の研修会の開催

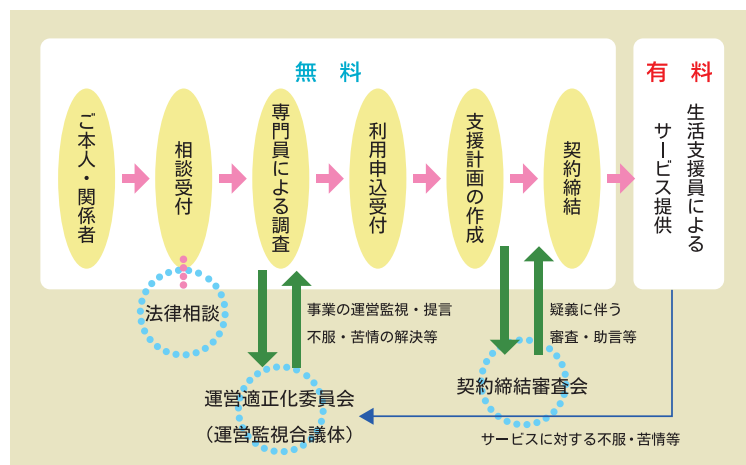
【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ）利用契約者実人数	475人 （令和4年度）	500人 （各年度）

※1 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。実施主体は都道府県社協・政令指定都市社協であるが、実際の運営は市区町村社協が受託して行っている例が多い。

<日常生活自立支援事業の利用の流れ>



<利用料金>（令和5年5月現在）

基本料金	1か月／700円
サービス料金	30分／500円
書類等お預かり料	1か月／300円
サービス提供にかかる旅費	車の走行距離に応じた料金

<まもり〜ぶマーク>



※ 2 県社協直営方式

県社協が複数の市町村の事業を実施する。宮城県では、仙台市、大崎市、柴田町に拠点を置き県内市町村の事業を実施。

拠点市町	事業実施市町村
仙台市	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村（13市町村）
大崎市	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（5市町）
柴田町	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町（9市町）

※ 3 基幹的社協方式

基幹となる市町村社協が複数の市町村の事業を実施する。宮城県では、4基幹社協が7市町の事業を実施。

基幹社協	事業実施市町村
石巻市	石巻市、東松島市、女川町（3市町）
気仙沼市	気仙沼市、南三陸町（2市町）
栗原市	栗原市（1市）
登米市	登米市（1市）

※ 4 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べる。（法務省HP抜粋）

※ 5 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定したものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。第二期計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象期間とする。

（２）セーフティネット機能の充実と強化

【現状と課題】

- **生活福祉資金貸付制度**^{*1}は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり運用しています。
- セーフティネット機能の充実と強化を図るため、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある方に対して、生活福祉資金の貸付による経済的支援などを行っています。また、資金の貸付以外にも個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として、平成27年（2015年）に**生活困窮者自立支援法**^{*2}が制定されています。
- 平成30年（2018年）に生活困窮者自立支援法の一部改正があり、高齢者の就労を求めるニーズが高いことや、生涯現役社会の実現の観点から65歳以降に雇用された者であっても雇用保険の適用対象とされたことなどを踏まえ、現行の生活困窮者就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、65歳以上の者であっても支援の必要があると認められる場合は、生活困窮者就労準備支援事業の利用が可能となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響から、休業、解雇や減収などを主因とした生活困窮者が急増したことから、令和2年（2020年）3月25日から「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付」（以下「**コロナ特例貸付**^{*3}」という。）が開始されました。
- コロナ特例貸付では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から10回申請期限が延長され、最終的に令和4年（2022年）9月末日まで実施しました。宮城県内では、緊急小口資金2万4,788件、44億1,565万円、総合支援資金2万4,689件、128億534万8千円の貸付が行われました。コロナ特例貸付では、貸付のスピードが優先されたことで、借受世帯の収入や生活状況などを確認する相談支援を省略し、貸付を行いました。
- コロナ特例貸付は、貸付資金に応じて最長10年間の返済期間が設けられています。しかし、相談支援を省略し、貸付を行ったことで、借受世帯の状況を把握し難い状況であり、今後は、借受者の情報収集を行いながら世帯状況を確認、把握し、長期間の償還指導を行う必要があります。
- **中国帰国者支援事業**^{*4}は、中国帰国者一世から三世を対象とした社会的自立に向けた総合的支援として平成19年（2007年）8月に開始され、拠点となる中国帰国者支援・交流センターが設置されました。

高齢化が進む中国帰国者一世への対策として、介護サービスを利用する際の孤立を防ぐことを目的に、平成29年度から中国語の対応ができる、語りかけボランティア派遣事業を行うなど、介護サービス関係機関などとの連携を深める体制を整えており、今後も安心できる生活環境づくりの取組支援を続ける必要があります。

【目指すべき方向】

- 生活福祉資金の利用が必要な世帯では、経済的な困窮以外にも社会的に孤立している場合があります。地域の課題は、その地域で生活している住民でなければ早期発見が難しいため、民生委員・児童委員や市町村社協などの関係機関と連携し、生活福祉資金貸付後の見守り支援の充実による地域におけるセーフティネット機能を強化していきます。
- コロナ特例貸付の償還に対して、債権管理事務費を活用し市町村社協への相談員配置により相談支援体制の強化を図り、借受人個々の状況に配慮した償還指導が行える体制づくりに努めます。また、借受人へのフォローアップ支援として、償還免除や猶予などの案内を積極的に行うとともに、各種申請書の再送付などを行っていきます。
- 生活福祉資金貸付事業やコロナ特例貸付後の償還などの生活困窮者への支援は、生活困窮者自立支援法に基づく各事業との連携が必要です。そのためにも、生活困窮者自立支援制度の認知度を一層向上させ、市町村社協と協働して、相談対応だけではなく困りごとを抱えている人を地域の中で発見する相談支援体制の整備に努めます。
- 「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会 報告書」（令和4年（2022年）12月 全国社会福祉協議会 政策委員会）で示された緊急要望や提言を踏まえ、緊急時や災害時の困窮者の救済措置の在り方や支援体制、生活福祉資金の在り方、社協の体制強化について、宮城県へ要望していきます。
- 中国帰国者支援事業の対象者が、日本語学習支援や交流活動への参加により、地域でいつまでも安心して自分らしい生活が継続できるよう地域の支援体制の構築に努めます。

〈日本語教室〉



〈交流活動〉



【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
生活支援課	生活困窮者自立支援関係団体との連携	○情報交換、提供などによる地域の関係機関との連携
	生活福祉資金貸付事業の実施	○滞納者への償還促進 ○不良債権の整理とコロナ特例貸付の適切な債券管理
中国帰国者支援	中国帰国者支援事業の実施	○日本語教室やパソコン教室の開催 ○来所や電話による生活相談への対応 ○自治体担当者との情報交換会の開催 ○就職に対する意向調査や助言指導 ○通訳の斡旋

※ 1 生活福祉資金貸付制度

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施。（出典：全社協HP生活福祉資金について）

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省発社援0728第9号「生活福祉資金の貸付について」を根拠とし、「生活福祉資金貸付制度要綱」、「生活福祉資金運営要領」に基づき運営されている。

※ 2 生活困窮者自立支援法

福祉事務所設置自治体が実施主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。（厚生労働省）

※ 3 コロナ特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活が困窮している方に対する生活福祉資金の貸付制度を利用した特例的な貸付。緊急かつ一時的な生活維持のために貸付する緊急小口資金と、収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間（3か月）の生活費を貸付する総合支援資金がある。（令和4年9月30日で終了）

<コロナ特例貸付の状況>

資金種別	貸付件数	貸付金額
緊急小口資金	24,788件	4,415,650,000円
総合支援資金（初回）	14,990件	7,722,238,000円
総合支援資金（延長）	4,186件	2,181,570,000円
総合支援資金（再貸付）	5,513件	2,901,540,000円

※ 4 中国帰国者支援事業

県社協が厚生労働省の委託を受け「東北中国帰国者支援・交流センター」を平成19年8月に仙台市内に開設。中国帰国者の社会的自立を目的に、日本語学習支援、相談・交流事業、就労支援などを実施。

（１）安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保

【現状と課題】

- 県社協は、地域福祉推進のために県内全域を対象とした多種多様な事業を実施しており、継続的な事業運営のほか、専門性、公益性や広域性が求められています。これらの役割を確実に果たしていくためには安定した法人運営が不可欠です。
- 法人運営については、経営会議、正副会長会議、理事会及び評議員会のほか、PDCAサイクルによる事業進行管理を行い、各年度の事業執行状況や今後の計画、法人の在り方や課題について検証し、法人の機能強化を図っています。
- 近年、県社協の主要な財源である国や県の補助金、委託金が減少傾向にあるほか、介護や障害福祉サービスに係る報酬額について、報酬改定による収入の減少もあることから、多種多様な事業を展開していくための安定した財源の確保が求められます。
- 人材確保については、現在、宮城県船形の郷の建て替えに伴う定員増により職員の増員が急務なことから毎年複数回の採用試験を実施し、人材確保に努めています。しかしながら近年は応募者数の減少、採用辞退率の増加に伴い、職員採用は退職者の補充程度に留まっているという状況があります。
- 職員の育成については、「人材育成基本方針^{*1}」に基づき、職員個々のスキルアップを図り、適正なサービス提供に向けて、階層別研修や専門研修を開催してきました。また、業務に必要な各種資格研修の受講を促進するなど、専門性の高い職員の育成に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症などへの対応については、各種事業の実態に即した対策を徹底し感染予防に努めています。利用者、職員などへの感染予防に対する意識向上を図るとともに「新しい生活様式」を踏まえた事業展開が求められています。

【目指すべき方向】

- 組織ガバナンス及び組織体制・財務基盤の強化を図り、専門性や公益性の確保及び健全な法人運営を目指します。また、法令遵守や必要に応じた諸規程の改正のほか、定期的な点検を継続し、内部や外部の牽制体制の維持及び向上に努めます。
- 県社協が運営する自主運営施設等の安定経営及び事務局機能の強化など「自主運営施設等あり方検討委員会^{*2}」を設置し、利用状況、建物などの今後を見据え、個々の課題を検討します。

- 限られた財源の効率的配分や基金の的確な運用のほか、安定した財源確保のために財務状況を分析し、経費節減を図りながら効率的に事業を展開します。
- 適切なサービスの提供及び事業の円滑な実施に向けて適正な職員配置に努めるほか、定年退職者の推移及び実施事業の状況に応じた採用試験を実施し、人材確保と引き続き魅力ある職場づくりと職員の処遇改善に努めます。
- 人材育成基本方針に基づき、組織全体として専門職員研修や職員自主企画事業の推進などで、専門性の高い福祉人材の育成に努めます。また、他組織との職員交流などを行い、職員の育成を図ります。
- 時代の変化に伴い、社会福祉協議会として求められる役割が更に多様化していくことを踏まえ、より効率的、効果的な事業展開ができるよう、必要に応じ組織体制の見直しに努めます。
- 新型コロナウイルス感染症などの対応については、各種事業の実態に即した対策を徹底し感染予防に努めます。また、感染予防に関する注意喚起、職員の意識向上を図るとともに「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を行います。

宮城県指定管理施設・自主運営施設等で、感染症対策に必要な研修を行うとともに、ゾーニングや職員配置のシミュレーションを行い、万が一感染症が発生した場合には速やかに対応し、利用者の安全な生活を確保します。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
総務課・企画・財務課	法人機能・組織体制の強化	○役員会などの開催による重要事項の方策、施策及び課題、検討事項の協議 ○PDCAサイクルによる事業進行管理 ○組織ガバナンスの強化及び事業の透明性の向上 ○リスク管理（災害、感染症など）
総務課	人材確保	○採用試験の実施と人材定着 ○今後の人材確保を見据えた法人PRの実施
総務課	人材育成	○職員研修規程に基づく職員研修の充実 ○職員自己研鑽の推進
企画・財務課	運営基盤の強化	○経営指標の作成と分析 ○補助事業、受託事業、自主運営施設など事業の適正な実施 ○法制度改正など事業継続に必要な情報の収集や分析

※ 1 人材育成基本方針

県社協職員としての存在意義を再認識し、使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるよう、職員一人一人の意識改革と資質向上、さらには組織全体による職員の育成、能力開発を行っていく組織風土・職場環境づくりを基本として策定した人材育成の方針。

※ 2 自主運営施設等あり方検討委員会

県社協が運営する自主運営施設及び社会福祉会館の今後の運営、在り方を検討するために設置した組織。所管事項は自主運営施設の在り方及び整備に関すること、自主運営事業の在り方に関すること、社会福祉会館の今後の運営及び整備に関すること、そのほか、県社協会長が必要と認めるもの。ワーキンググループを設置して、自主運営施設等あり方検討委員会に付すべき事項についてあらかじめ検討する。自主運営施設等あり方検討委員会及びワーキンググループは、県社協職員で構成される。



(2) 地域福祉の推進のための情報発信

【現状と課題】

- 福祉情報の発信と社会福祉に係る理念の普及啓発のため、広報誌「福祉みやぎ^{※1}」を年間6回、各14,500部発行しています。主に県内の市町村社協、民生委員・児童委員、福祉施設のほか、福祉教育の推進のため教育機関などに配布し、ホームページにも掲載しています。
- ホームページでは、各種研修、助成金情報の提供、市町村社協情報のリンクなど、広く県民の方々に活用していただけるよう幅広い内容の信頼性の高い情報を発信しています。
- 経営の透明化を図るため、予算決算などの運営状況について、広報誌やホームページのほか独立行政法人福祉医療機構の情報開示システムにより公表しています。
- 宮城県指定管理施設・自主運営施設等では、地域住民を対象とした介護講座の開催、夏祭りなどのイベントの地元町内会との共同実施など、各施設が住民にとって身近な存在となるよう取り組むとともに、地域の社会資源として認知され活用していただけるよう、広報誌、パンフレット、ホームページで情報を発信しています。
- 法人全体で広報誌、パンフレット、ホームページによる情報発信を行っていますが、発行部数や配布先も頭打ちとなり、読者数やホームページの閲覧者数が増えない状況となっています。

【目指すべき方向】

- 地域福祉の推進を担う中核機関として、福祉に関する情報を今後も継続して発信します。また、福祉サービスの制度に関する情報や、地域での福祉活動、ボランティア活動、元気高齢者の活動、福祉の現場紹介などの多面的な情報の発信や、障害を有する方への配慮を行うことで、一人でも多くの方に関心をもっていただけるよう、広報誌「福祉みやぎ」やホームページの掲載内容の更なる充実を図ります。
- 宮城県社会福祉大会^{※2}や宮城県地域共生社会推進会議を開催し、県民に向けて地域福祉推進に関する情報を広く発信します。
- 福祉の仕事へのイメージアップや福祉の魅力についてホームページやSNS、パンフレットなどで情報発信し理解促進に努めます。また、コロナ禍において、オンラインやSNSなどを効果的に活用したウィズコロナの時勢をとらえ、宮城県指定管理施設・自主運営施設等においても、適切な対応を推進していきます。

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
総務課	宮城県社会福祉大会の開催	○宮城県社会福祉大会の開催
企画・財務課	情報の発信	○広報誌「福祉みやぎ」の発行 ○法人ホームページの運営 ○法人組織、事業概要の作成
地域福祉課	地域共生社会実現に向けた取組の推進	○宮城県地域共生社会推進会議の開催

※ 1 福祉みやぎ

地域共生社会の実現など、社会福祉の動向を踏まえたテーマや、県内で社会福祉に関する活動を行っている個人・団体の紹介、福祉の仕事に関する情報などについて情報発信を行っている県社協の広報誌。

※ 2 宮城県社会福祉大会

地域福祉の推進に地域住民・社会福祉関係者・行政の三者が一丸となって取り組むことの重要性を再認識するとともに、永年にわたり本県の社会福祉の発展にご尽力いただいた方々を表彰し、感謝の意を表することを目的として、県社協及び各種福祉団体が主催し、宮城県の共催で開催する大会。

〈宮城県社会福祉大会〉



〈福祉みやぎ〉



〈宮城県社会福祉協議会ホームページ〉



(3) 社会福祉施設などの適正な運営

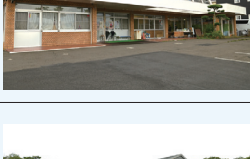
【現状と課題】

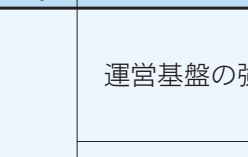
- 宮城県指定管理施設の運営や地域に密着した福祉サービス提供のため、拠点となる**地域福祉サービスセンター**^{*1}を設置し、高齢者、障害児・障害者施設及び事業所を運営していますが、利用者の重度化・高齢化のほか、人材不足により安定したサービス提供の維持に苦慮しています。
- 特に県立施設では、重い障害や制度の狭間によりサービスを受けられないなどの理由から、他民間法人の施設で受け入れ困難な方を受け入れるセーフティネット機能などを担っています。そのため、対人援助技術などの専門的知識のスキルアップが必要です。
- 平成28年度から、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の責務規定が創設され、施設及び事業所は今まで以上に地域の福祉課題に対応した取組を行うことが必要となっており、より一層の市町村社協、関係団体との連携が求められています。
- 近年頻発している災害に迅速かつ的確に対応できるよう、平時から備えることが必要です。

【目指すべき方向】

- 施設及び事業所において、質の高い福祉サービスを安定的に提供するため、人材確保・定着に向け、福利厚生充実、人材育成の仕組みづくりなどに努め、施設経営の基盤強化を図ります。
- 地域における公益的な取組を進めるため、市町村社協、関係団体との連携、協働により地域生活課題の解決に向けた話し合いの場づくりや具体的な取組を進めます。
- 県立施設としてのセーフティネット機能を果たすため、民間事業者では対応困難な行動障害や医療的ケアが必要な方などの障害者を受け入れて支援するほか、緊急一時保護や短期入所などの事業を実施します。
- 平時から地域住民や関係機関などと連携し、相互の協力体制を構築します。また、有事の際は、**危機管理計画**^{*2}に基づき迅速かつ的確に対応するほか、早期復旧・事業継続のため、**事業継続計画**^{*3}の見直しなども進めます。
施設経営を取り巻く環境の変化や、感染症や防犯などの想定されるリスクに対して対応できる危機管理体制を強化します。

県社協が運営する施設（宮城県指定管理施設・自主運営施設等）

施設・地域福祉サービスセンター		主な実施事業	所在地
	宮城県船形の郷	○施設入所支援 ○生活介護 ○短期入所 ○就労継続支援B型	大和町
県北地域福祉サービスセンター			大崎市
	宮城県援護寮	○自立訓練（生活訓練） ○宿泊型自立訓練 ○短期入所	
	地域支援センターほほえみ	○共同生活援助 ○障害者就業・生活支援センター事業	
仙台北地域福祉サービスセンター			大和町 大和町 仙台市
	宮城県七ツ森希望の家	○在宅心身障害者保養施設 ○短期入所	
	地域支援センターぱれっと	○共同生活援助 ○生活介護 ○児童発達支援・放課後等デイサービス ○障害児・者相談支援事業 ○障害者就業・生活支援センター事業	
県中央地域福祉サービスセンター			仙台市
	宮城県啓佑学園	○福祉型障害児入所支援 ○短期入所	
	宮城県第二啓佑学園	○施設入所支援 ○生活介護 ○短期入所	
	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	○発達障害者支援センター事業	
	地域支援センターしんぼし	○共同生活援助 ○生活介護	
	宮城県介護研修センター	○社会福祉事業従事者、在宅介護者などの介護研修事業 ○福祉用具、機器の普及・活用支援事業	大崎市

施設・地域福祉サービスセンター		主な実施事業	所在地
なごみなの里地域福祉サービスセンター			大和町
	和風園	○特別養護老人ホーム ○短期入所生活介護	
	偕楽園	○養護老人ホーム ○生活管理指導短期宿泊事業	
	地域支援センターなごみな	○居宅介護支援 ○通所介護 ○訪問介護 ○共同生活援助	
仙台西地域福祉サービスセンター			仙台市
	太白荘	○救護施設 ○居宅生活訓練事業	
	地域支援センターはたて	○障害児・者相談支援事業	
			岩沼市

【主な取組】

担当	事業・取組	具体的な活動展開内容
運営施設	運営基盤の強化	○人材確保 ○福利厚生充実 ○職場内研修の仕組みづくり
	公益的な取組の推進	○市町村社協などとの連携、協働のための場づくり
	県立施設における セーフティネット機能の発揮	○民間事業者では対応困難な行動障害を有する方や医療的ケアが必要な方への対応強化 ○緊急一時保護、短期入所による受け入れ
	危機管理体制の強化	○地域住民との協力体制の構築 ○事業継続計画の見直し ○感染症、防犯対応研修の実施

※ 1 地域福祉サービスセンター

施設・事業所の運営と各種事業を一体的に行い、高齢者・障害児（者）などの地域生活支援などに取り組む県社協の組織。

※ 2 危機管理計画

発災時又は事前に準備するべき対策に係る実施事項・運営体制・役割分担などを定めた計画。県社協災害対策本部や県災害ボランティアセンターなどの業務について規定している。（出典：宮城県社会福祉協議会 危機管理計画）

※ 3 事業継続計画

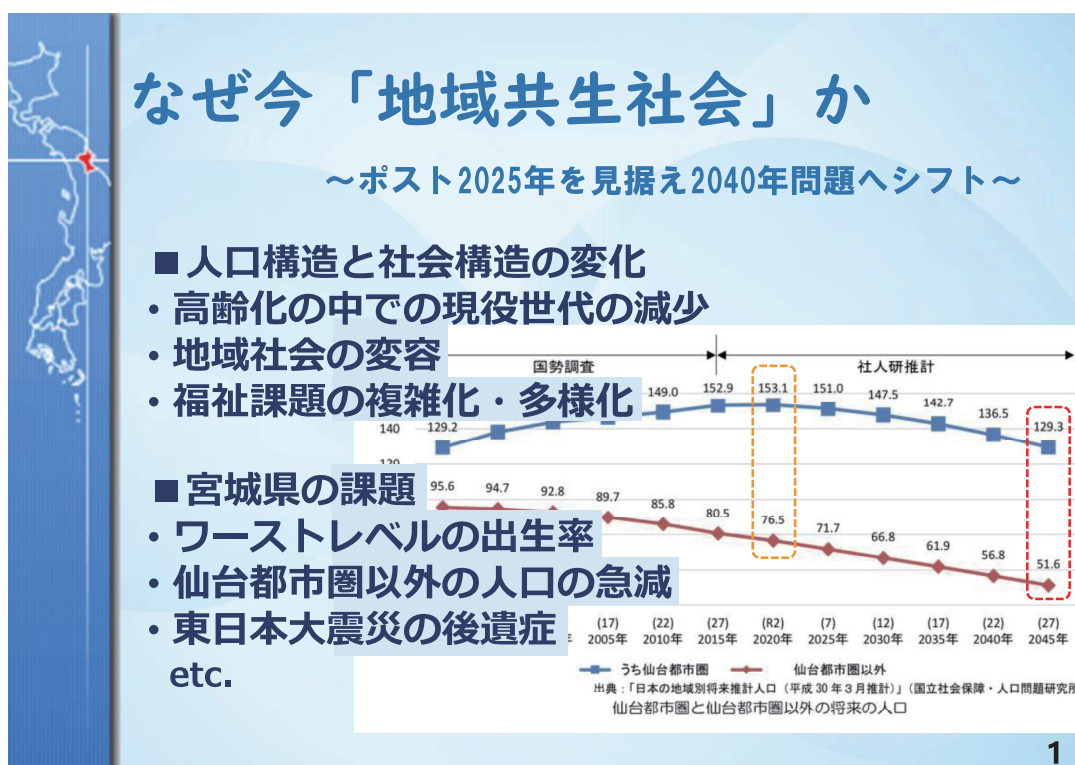
発災時・発災後の限られた条件・資源などに基つき、非常時に優先業務を実施するための計画。部署・事業ごとに、非常時の応急的な業務や、優先度の高い通常業務などについて定めている。（出典：宮城県社会福祉協議会 危機管理計画）

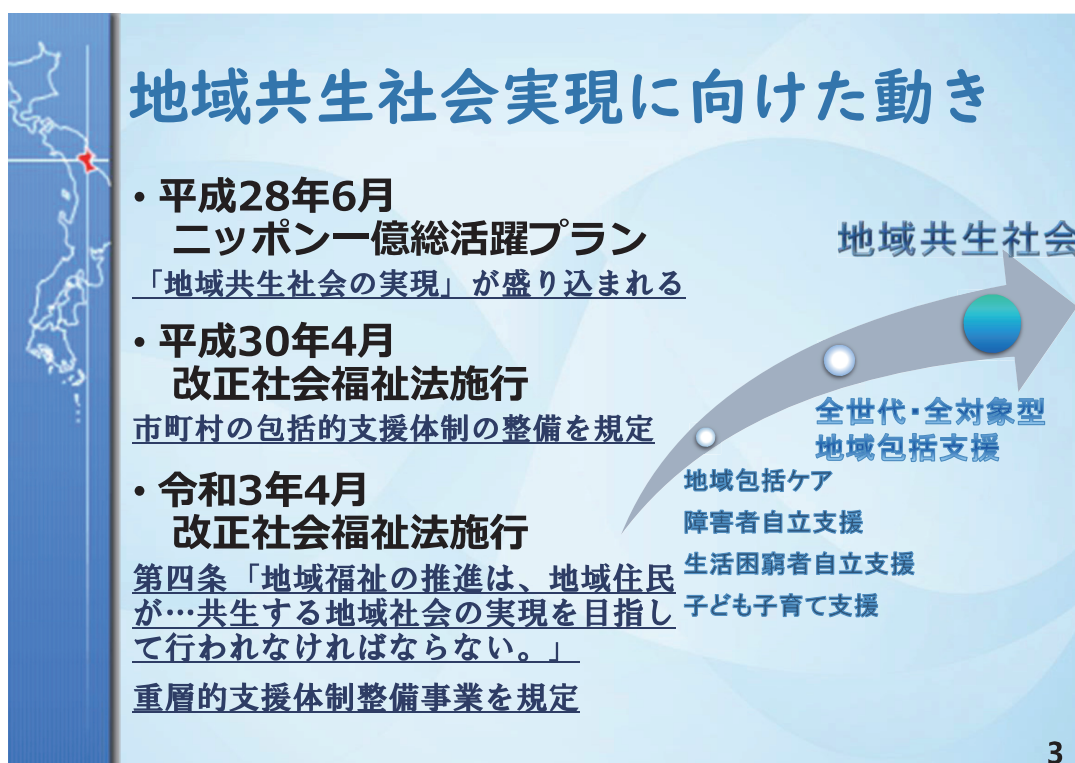
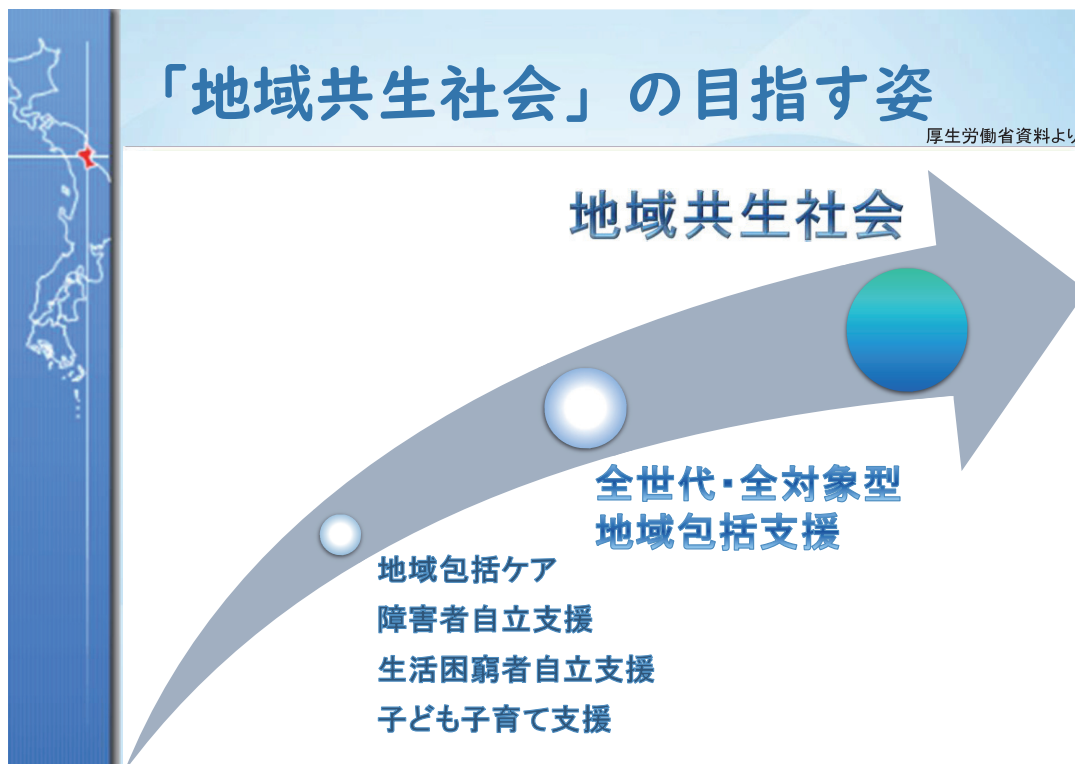
V 第三期地域福祉推進計画の評価と広報

- 本計画の進行管理については、各年度終了後の事業報告と連動した進行管理を行います。また、期間中に見直しが必要となった場合は、事業計画に反映します。
- 本計画の評価については、令和7年度に内部評価（自己評価）及び外部評価を実施し、次期地域福祉推進計画の見直しに繋がります。また、計画策定に必要なアンケート調査・意見交換などを行います。
- 本計画の普及と促進を図るために、各種会議で説明するとともに、必要な場合には市町村社協や NPO 法人、各種団体などに出向き説明します。また、広く住民に理解いただけるよう、ホームページや広報誌などでより一層の周知を図ります。



資料1 宮城県地域共生社会推進会議趣旨説明（令和4年2月9日）





宮城県における位置づけ

新・宮城の将来ビジョン
(令和2年12月策定)



政策推進の基本方向3
誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

宮城県地域福祉支援計画
(令和3年3月策定)



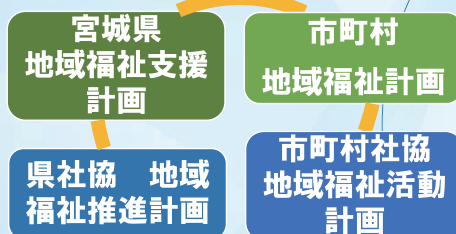
基本理念

すべての県民が共に支えあい、安心していきいきと暮らせる地域社会の形成

4

宮城県の背景と今後の展開

■ 県計画と各種計画の連携



■ 被災者支援（宮城方式）の普遍化・深化



宮城県地域共生社会推進会議

宮城県地域包括ケア推進協議会

■ 地域包括ケアシステムを土台とした多面的・包括的な関わり

5

宮城県地域共生社会推進会議の役割

地域共生社会実現に向けた関係団体のプラットフォーム

宮城県地域共生社会推進会議

地域の実態把握

個別取組の支援

機運醸成

活動紹介

情報交換

県社協・
市町村社協

行政（県・
市町村）

福祉関係
団体

6

「みやぎで暮らし、ともに生き、最後は
ここでよかった」～お互い様が当たり前の社会を目指して～



【宮城県地域共生社会推進会議】

7

宮城県地域共生社会推進会議 運営方針

目的

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化していることから、さまざまな課題を抱えた人を受け止め、円滑に支援へつなげられる包括的な支援体制の構築や、地域住民の参画と協働により誰もがともに支え合う地域共生社会の形成が求められている。

宮城県と県社協は、県内市町村、市町村社会福祉協議会のほか、地域福祉に携わる各種団体等が連携・協力し、地域共生社会の理解とつながりを深め、地域共生社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、構成員等の取組を推進するため、宮城県地域共生社会推進会議を設置する。

組織

○構成員

本推進会議の目的及び活動に賛同する県内市町村，市町村社会福祉協議会，各種福祉関係団体等

○役員

会長 宮城県知事

副会長 宮城県社会福祉協議会会長



宮城県，県社協が中心となり，県内市町村，市町村社協，各種福祉関係団体が連携・協力し，地域共生社会の実現に向けた機運を醸成するとともに，構成団体の取組を推進！

活動内容

- (1) 地域共生社会に関する情報の提供や理解の促進に関すること。
- (2) 参加構成員相互の活動紹介や情報交換，課題共有に関すること。
- (3) 地域共生社会の実現に向けた各地域の実態把握と取組の支援に関すること。
- (4) 地域共生社会の実現のため，包括的支援体制を担う人材の育成。
- (5) その他，地域共生社会の推進に資すること。

活動内容

(1) 地域共生社会に関する情報の提供や理解の促進に関すること。

- 県内で制度や分野を超えて取り組んでいる活動や県外の先駆的な取組等を紹介し、構成員で共有
- 地域共生社会の実現をテーマとして、県内外の有識者を招いたセミナーや講演会を実施し理解促進を図る。

(2) 参加構成員相互の活動紹介や情報交換、課題共有に関すること。

- 参加構成員相互の地域活動状況について情報交換を実施。
- その中で、地域における課題や優良事例を構成員相互で共有し、各地域の取組に活かす。

活動内容

(3) 地域共生社会の実現に向けた各地域の実態把握と取組の支援に関すること。

- 各地域の地域資源を調査し、調査結果をデータベース化
- 福祉関係団体等における地域づくりに係る取組を支援
- 市町村における包括的支援体制の構築を目的とした事業である、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を支援

具体的な取組

- ◆ 推進会議の下に「専門部会」を設置 年6回程度開催予定

専門部会では、個別課題に応じて、該当する推進会議構成団体様にお声がけし、具体的な支援策等の検討を行っていきます。

活動内容

(4) 地域共生社会の実現のため、包括的支援体制を担う人材の育成。

■ 包括的支援体制を担う人材を育成する研修を実施

○ コミュニティソーシャルワーカー実践研修

→ コミュニティソーシャルワークの役割・機能・実践方法等を学び、コミュニティソーシャルワークの基礎的な知識や技法を習得する。

○ コミュニティソーシャルワーカーステップアップ研修

→ 地域の生活課題の解決に向けて、多職種多機関と協働し、地域のニーズ把握・分析から社会資源の開発や改善、地域の社会環境の変化に応じたソーシャルワーク（コミュニティソーシャルワーク）実践の応用展開力を習得する。

→ 各地域において必要な地域住民向けの研修会等にアドバイザーを派遣し、勉強会や研修会を開催するなど地域住民の意識啓発を図ります。

アドバイザー派遣について

地域共生社会の実現にむけた取組を推進するため、構成団体の御要望に応じて、助言や情報提供等を行うアドバイザーを派遣。

- 行政職員、福祉専門職、住民等、地域づくりのための勉強会、研修会、座談会など
- 重層的支援体制整備事業移行に係るアドバイス（断らない相談支援、参加支援、地域づくり等）
- 人材育成

御要望がある場合は、事務局または県社会福祉課まで御相談ください。

資料3 宮城県地域共生社会推進会議設置要綱

（名称）

第1 本組織は、宮城県地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）という。

（設置主体）

第2 推進会議は、宮城県及び社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が設置する。

（目的）

第3 少子高齢化や単身世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化していることから、さまざまな課題を抱えた人を受け止め、円滑に支援へつなげられる包括的な支援体制の構築や、地域住民の参画と協働により誰もがともに支え合う地域共生社会の形成が求められている。宮城県と県社協は、県内市町村、市町村社会福祉協議会のほか、地域福祉に携わる各種団体等が連携・協力し、地域共生社会の理解とつながりを深め、地域共生社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、構成員等の取組を推進するため、宮城県地域共生社会推進会議を設置する。

（活動）

第4 推進会議は、第3の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）地域共生社会に関する情報の提供や理解の促進に関すること。
- （2）参加構成員相互の活動紹介や情報交換、課題共有に関すること。
- （3）地域共生社会の実現に向けた各地域の実態把握と取組の支援に関すること。
- （4）地域共生社会の実現のため、包括的支援体制を担う人材の育成。
- （5）その他、地域共生社会の推進に資すること。

（構成員）

第5 推進会議は、第3の目的及び第4の活動に賛同する県内市町村、市町村社会福祉協議会、各種福祉関係団体等を構成員とする。

（役員）

第6 推進会議に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、宮城県知事の職にある者を充てる。
- 3 副会長は、宮城県社会福祉協議会の会長の職にある者を充てる。

（役員の職務）

第7 会長は、推進会議を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（専門部会）

第8 推進会議に、専門部会を置く。

2 専門部会は推進会議の構成員のうち、個別課題に関係する一部の構成員により構成する。

3 専門部会は地域の課題解決を行うとともに、市町村等の取組支援に関する仕組みを検討する。

（事務局）

第9 推進会議の事務を処理するため、事務局を県社協内に置く。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

資料4 SDGsと地域福祉



- SDGsは、豊かさを追求しながら地球環境を守るため、17の共通目標と達成するための169の具体的な達成基準から構成し、2030年までの達成を目指し、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。
- 国では、持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置しています。
- SDGsでは2030年を年限として、17の共通目標を提示していますが、社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体现しています。
- 目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、私たち福祉組織や関係者が担う、地域の中の生活困窮者や貧困世帯の子どもなどへの支援に重なります。
- 目標3の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、又は目標10の「各国内及び各国間の不平などを是正する」、目標11の「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」などは、私たち福祉組織や関係者が行っている社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。
- 福祉施設などにおいては、環境に配慮した消費財への切替えを行うなど、福祉組織や関係者も社会の一員としてSDGsの17の目標における取組を意識し、自らの行動を問い直していく必要があります。

出典：外務省ホームページ、宮城県「地域福祉支援計画（第4期）」、社会福祉法人 全国社会福祉協議会「全社協福祉ビジョン2020」、「地域共生社会に向けた福祉教育の展開」など

資料 5 - 1 宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画策定アドバイザー等設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宮城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会情勢の変化や制度改革等、新たな課題に対応し、計画的、総合的に地域福祉の推進を図るため、平成30年3月策定の第二期地域福祉推進計画を見直し、第三期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）を策定するに当たり、計画案に対する助言を行う地域福祉推進計画策定アドバイザー等の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（地域福祉推進計画策定アドバイザー等の設置）

第2条 地域福祉推進計画を策定するため、地域福祉推進計画策定アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）、及び地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（アドバイザー）

第3条 アドバイザーは若干名とする。

2 アドバイザーは、市町村社会福祉協議会、関係団体、行政に所属する者、及び学識経験者の中から本会会長が委嘱する。

（アドバイザーの所掌事務）

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域福祉推進計画案に対する助言に関すること。
- （2）その他、地域福祉推進計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

（アドバイザーの設置期間）

第5条 アドバイザーの設置期間は、地域福祉推進計画の策定までとする。

（ワーキンググループ）

第6条 ワーキンググループのメンバーは、16名以内とし、本会職員の内から会長が指名する。

2 メンバーがやむを得ない事由によりワーキンググループ会議に出席することができない場合は、当該メンバーの属する部署等から代理出席させることができる。

（ワーキンググループの所掌事務）

第7条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域福祉推進計画案の策定に関すること。
- （2）その他、地域福祉推進計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(リーダー及び副リーダー)

第8条 ワーキンググループにリーダー1名及び副リーダー1名を置くものとし、メンバーの互選によって選出する。

(会議)

第9条 会議はリーダーが招集し、会議の進行をする。

(意見の聴取)

第10条 リーダーが必要と認めるときはメンバー以外の者に出席を求め、関係する事項等の意見若しくは、説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループの設置期間)

第11条 ワーキンググループの設置期間は、地域福祉推進計画が策定されるまでとする。

(庶務)

第12条 アドバイザー及びワーキンググループの庶務は、震災復興・地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、震災復興・地域福祉部長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

資料 5 - 2 宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画策定アドバイザー

(五十音順)

所 属・役 職 名	氏 名
宮城県保健福祉部参事兼社会福祉課長	相澤 秀彦
社会福祉法人東松島市社会福祉協議会会長	阿部 英一
特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長	池田 昌弘
みやぎ生活協同組合生活文化部長	國久 暁
亘理町福祉課長	佐藤 育弘
東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	増子 正

資料 5 - 3 宮城県社会福協議会第三期地域福祉推進計画策定ワーキンググループメンバー

所 属・職 名	氏 名
総務部	
総務課長補佐兼職員係長	今泉 えみこ
企画・財務課長兼企画係長	鈴木 寛之
施設管理課長兼施設管理係長	佐藤 学
震災復興・地域福祉部	
地域福祉課長兼地域福祉推進係長	◎ 稲邊 康宏
地域福祉課長補佐兼みやぎボランティア総合センター所長	○ 武藤 哲哉
地域福祉課地域福祉推進係主査	佐藤 達也
地域福祉課震災復興支援係長	鴫田 栄一
地域福祉課震災復興支援係主査	土畑 雄馬
宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局主任主査	佐藤 正
生活支援課長兼生活資金係長	大和田 学
生活支援課みやぎ地域福祉サポートセンター所長	土田 真範
福祉人材課長	大友 栄子
福祉人材課人材確保・支援係長	菅原 敬
中国帰国者支援・交流センター所長	長崎 淳
人材育成部	
研修課主幹兼研修係長	穴戸 恵美
いきがい健康課いきいき学園係長	高橋 靖之

◎リーダー

○副リーダー

資料 6 宮城県社会福祉協議会 第三期地域福祉推進計画 計画策定スケジュール、内容

日 程	内 容
6 /15 (水)	第 1 回策定ワーキンググループ会議 ・リーダー・副リーダー選出について ・策定趣旨の確認について 他
8 /18 (水)	第 2 回策定ワーキンググループ会議 ・地域福祉推進計画の策定方法について ・第二期地域福祉推進計画の検証について 他
9 / 7 (水)	第 3 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（素案）について ・スケジュールの確認について 他
9 /29 (木)	第 4 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（素案）について ・スケジュールの確認について 他
11/29 (火)	第三期地域福祉推進計画策定アドバイザー委嘱
12/ 7 (水) 12/21 (水)	理 事 会：第三期地域福祉推進計画（中間案）について【報告】 評議員会：第三期地域福祉推進計画（中間案）について【報告】
12/15 (木)	第 5 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（中間案）について ・スケジュールの確認について 他
12/23 (金)	理事などからの意見 策定アドバイザーからの助言
1 / 6 (金)	第 6 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（中間案）に対する意見等の確認について ・スケジュールの確認について 他
1 /20 (金)	第 7 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（最終案）について ・第三期地域福祉推進計画（概要版）について ・スケジュールの確認について 他
2 /13 (月)	第 8 回策定ワーキンググループ会議 ・第三期地域福祉推進計画（最終案）について ・第三期地域福祉推進計画（概要版）について 他
3 / 8 (水) 3 /23 (水)	理 事 会：第三期地域福祉推進計画（最終案）について【議案】 評議員会：第三期地域福祉推進計画（最終案）について【報告】
4 / 1 ~	第三期地域福祉推進計画施行

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

宮城県仙台市青葉区上杉 1-2-3

TEL022-225-8476

URL <http://www.miyagi-sfk.net/>

